

令和6年第3回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 令和6年 9月 3日
本日の会議 令和6年 9月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山口新吾君	住民福祉部長 宮崎伸之君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 宮司裕子君
企画財政部理事 荒木隆君	住民福祉部理事 細田愛二君
教育委員会理事 鳥山勝美君	地域安全課長 山口聡一朗君
土木管理課長 山崎禎三君	産業振興課長 永石大祐君
都市計画課長 前田将範君	福祉課長 川内佳代子君
こども政策課長 村田佳美君	健康保険課長 森本陽子君
介護保険課長 峰修子君	生涯学習課長 中尾盛雄君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時52分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し、簡明をお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、金子恵議員の①気候変動による影響と対策について、②認知症対策についての質問を同時に許します。

11番、金子恵議員。

○11番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。9月議会1人目ということでちょっと緊張しておりますけれども、1時間よろしくお願ひします。今回2つのテーマです。まず①気候変動による影響と対策について。近年、日本をはじめ世界各地では、猛暑や大型台風、集中豪雨などの異常気象の増加により災害が多発し、熱中症や感染症の増加、また農作物や生態系の変化なども起こりつつあります。これはCO2をはじめとする温室効果ガスによる地球温暖化が原因と言われております。温暖化の進行により日本の年平均気温は過去100年で約1.2度上昇しましたが、この傾向は今後も続くと予測されており、特に夏季の極端な高温日が増加しているなど、この影響により熱中症のリスクが高まり健康被害が懸念されております。また、台風や豪雨の発生頻度と強度が増加し、例えば2018年の西日本豪雨や2019年の台風19号、（ハギビス）はいずれも記録的な降水量をもたらし、大規模な洪水や土砂災害を引き起こしました。その他、農業への影響、生態系の変化、水資源の変動に関しては、降水パターンの変動に伴い渇水による水不足のリスクが高まる一方で、集中豪雨による洪水リスクも増加しており、水資源管理が一層難しくなってきたと言われております。今後、本町においても地域ごとの対応策も重要視されていることから、防災インフラの強化や自然災害リスクの低減など再確認をするとともに、住民の命と財産を守るために気候変動の影響を最小限に抑えるための取り組みなど、強化していく必要があると考えております。これらを踏まえ、以下の質問をいたします。

（1）現在、気候変動に対してどのような基本方針に基づいて行動しているか。（2）温室効果ガス削減に関しては、具体的にどのような取り組みを行って削減を目指しているか。（3）気候変動による自然災害リスクの増加に対してどのような防災対策を講じ、また、洪水対策、土砂災害対策など、具体的な防災インフラの強化計画をどう考えているのか。（4）気候変動などによる環境に応じたイベントの企画や運営について、どのような工夫をしているか。（5）障害者、高齢者、外国人、妊産婦などの方々について情報提供、避難、避難生活など、さまざまな場面で対応を必要とする避難行動要支援者に対する取り組みは現在どうなっているのか。以上5点を中心にお伺ひします。

②認知症対策について。認知症基本法は、2023年に成立、公布され、2024年1月1日から施行された新法です。認知症の人が尊厳と希望を持って暮らすことを目的と

して策定されました。認知症は誰にでも起こりうる問題であり、その対応には継続的かつ総合的な支援体制が必要不可欠です。将来に向けてこれらを強化し、認知症の方とその家族が安心して暮らせる社会を目指すことが重要です。そこで以下の質問をいたします。

(1) 認知症基本法に基づく基本方針をどのように策定し、具体的にどのような施策を展開しているか。(2) 地域包括支援センターの役割、早期診断と対応策はどうなっているか。(3) 在宅ケアの支援策として、認知症の方を在宅で介護する家族への支援体制や具体的なサービス提供例はどのようなものか。(4) 認知症ケアにおける最新のテクノロジーや見守りシステムの導入と普及状況について、どのような取り組みを行っているか。

(5) あんしん見守りシールの利用方法と実績に対する効果はあるか。また、あんしん見守り賠償責任保険などあんしん見守り事業を実施している自治体も増えてきたが、新しく本町でも取り組もうとは考えられないか。以上5点、2つのテーマでよろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは、今議会の最初の質問者であります金子議員の大きく分けて2つの質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。まず1番目の1点目、気候変動による影響と対策についてということで、どのような基本方針に基づいて行動しているかについてのご質問でございました。近年、世界各地で気候変動によるとされる災害等が頻発化、激甚化しておりまして、今後も地球温暖化の進行に伴いこのようなリスクがさらに高まることが予測されております。国際的な動向を背景に、わが国では令和2年に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されております。その翌年には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正と、国の地球温暖化対策計画の改定が行われ、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%減の高みに向けて挑戦を続けていくことが方針として示されております。このような中、本町におきましては、長崎広域連携中枢都市圏を構成する長崎市、時津町とともに令和3年3月に2050年二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目指す、いわゆるゼロカーボンシティを宣言をいたしております。また令和5年10月には、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2007年度比で43%削減することを独自の中期目標として掲げたところでございます。長期期削減目標である2050年実質ゼロに向けては、まずこの中期削減目標の達成が重要であると考えておりまして、現在本計画で掲げたビジョンの達成に向けまして、各種施策に取り組んでいるところでございます。2点目でございます。温室効果ガス削減に関する具体的な取り組みについてのご質問でございます。この温室効果ガスを効果的に削減するためには、行政をはじめ町民や事業者が一丸となった実効性のある取り組みが必要であると考えております。まず町民、事

業者向けの具体的な取り組みといたしましては、昨年度実施いたしました省エネルギー型家電製品購入補助事業や広報誌へのゼロカーボンに関する特集記事の掲載をいたしたところでございます。今年度につきましては、消費エネルギーを大幅に削減できる住宅を新築、購入する個人を対象にいたしました「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」いわゆるZEH補助事業と太陽光発電設備、蓄電池を導入する個人または事業所を対象にした補助事業などがございます。また、昨年10月に本町の直接的な事務や事業に関しまして、温室効果ガスの排出削減に係る取り組みや目標を定めた第4次長与町地球温暖化対策実行計画の策定を行い、EV公用車の導入や公共施設のLED化、ペーパーレス化の推進などに取り組んでいるところでございます。続きまして、3点目、防災インフラ強化計画についてのお問い合わせでございます。ご指摘のとおり気候変動によりまして、日本各地で大規模な洪水や土砂災害が頻発しておりまして、災害の被害軽減のための防災インフラ整備の重要性は、ますます高まっておりますところでございます。本町では、長与町地域防災計画に基づきまして、河川等の重要水防区域、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域、防災重点ため池等の危険区域につきましてハザードマップを作成し、町民への周知を行っておりますところでございます。また、長与町国土強靱化地域計画におきましては、危険区域における警戒避難体制確立等のソフト対策と併せまして、県などのさまざまな関連機関と連携しましてハード対策を推進することとしておりまして、本町におきましても防災インフラの整備を着実に進めているところでございます。ご質問の洪水対策につきましては、現在県が二級河川高田川の拡幅工事を行っております。今年度は二級河川長与川の劣化状況調査を行う予定となっております。次に、土砂災害対策につきましては、県と連携いたしまして治山事業や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を行っております。具体的には、治山事業といたしまして、県が岡郷大迫地区、丸田谷・皆前地区の治山工事を行っており、今年度からは南田川内地区の治山工事に係る調査・設計を行う予定となっております。砂防事業といたしましては、県が今年度に吉無田郷の植木川地区を砂防指定する見込みであり、次年度から砂防工事に着手する予定となっております。さらに急傾斜地崩壊対策事業といたしまして、町が令和4年度から嬉里郷古菌地区で急傾斜地崩壊対策工事を行っており、次年度に完了予定となっております。今後とも県と連携を行いながらさまざまな事業を活用し、町民が安心して暮らせるための防災インフラ整備に努めてまいりたいと思っております。次に4点目でございます。環境に応じたイベントの企画や運営の工夫についての質問でございます。夏季のイベントにおきましては、環境省よりイベント主催者、施設管理者のための熱中症対策ガイドラインが作成され、近年、熱中症による搬送者が増加していることから、令和3年4月から熱中症警戒アラート、令和6年4月から熱中症特別警戒アラートの全国運用が始まっているところでございます。イベントの企画における工夫といたしまして、屋外のイベントでは、暑さ指数が特になくなる時間帯を回避しての開催や特別警戒アラート発令時には、時間の短縮、延期、中止を検討することしております。運営におきましては、屋外のイベントではテント等の日よ

けの設置や参加者へ水分補給の周知を行う他、事業によりましては、屋内でできるイベントは空調が整った部屋を使用するなどの工夫をしながら実施をしておるところでございます。5点目でございます。障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々に対する取り組みについての質問でございます。災害時要配慮者への取り組みにつきましては、災害発生時の避難等に特に支援を要する高齢者や障害者を対象といたしまして、地域の避難支援関係者等と話し合いながら、避難行動要支援者の個別計画の策定を進めているところでございます。個別計画とは、避難行動要支援者に対しまして「誰が、どのように情報伝達、避難支援を行うのか」「どこの避難所等へ避難するのか」などを具体的に決めたものとなっております。本町では、障害者や高齢者の把握できている情報を基に避難行動要支援者名簿を作成しておりまして、令和5年度末の対象者が951人となっております。この中で自治会や自主防災組織など地域避難支援関係者への情報提供に同意している方が499人、うち地域におきまして避難支援担当者や緊急連絡先など、把握する個別計画を作成した数が251人となっております。次に、外国人への情報提供につきましては、長崎県の防災ポータルを通じて、本町の最新の防災情報を多言語対応にて確認できるようになっております。避難所における外国人や妊産婦に対する支援につきましては、今年5月に長与町において開催をいたしました長崎県総合防災訓練におきまして避難所設置運営訓練を実施し、その中で外国人や妊産婦の避難所での対応についての訓練を行いました。訓練の実施に際しましては、長崎県助産師会や長崎県国際課と事前の協議を行い、多くの経験に基づくアドバイスをいただき訓練に生かすことができたと考えております。今後、個別計画につきましては、転出入や死亡等に伴う避難行動要支援者名簿の更新や策定に至っていない自治会等への説明を行いながら、災害時だけではなく日頃から災害時の対応策等の情報交換ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、避難所運営につきましては、避難所利用者の事情に合わせた配慮が行えるようさまざまなパターンを想定しながら定期的に訓練を実施し、災害に備えてまいりたいと考えております。

それでは大きな2番目、認知症対策についてでございます。1点目の認知症基本法に基づく基本方針の策定と具体的な施策の展開についての質問でございます。認知症基本法に基づく基本方針につきましては、令和6年3月に策定しました長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画で、国が示す認知症施策推進大綱に沿った、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生を目指し、認知症に対する地域の理解を深めるとともに、認知症の発症、発症後の進行を遅らせるため予防の取り組みを推進するよう、基本目標の一つである長与町の特성에あわせた地域包括ケアシステムの深化・推進に施策の方向を定めておるところでございます。認知症は誰もが関わる可能性があり、2025年には65歳以上のおおよそ5.4人に1人が認知症になるとも言われております。長与町の高齢化率も令和6年3月時点で29.1%と高齢化が進んでいる状況でございます。認知症の発症率の高い年齢層の人口が増えることで、認知症の方もまた増えていくことが予測されます。長与町でも認知症の方の基本的な人権を尊重し、尊厳のある暮ら

しを実現するために必要な事柄、周囲の人だけではなく、地域でも認知症の方を支え、より安心して暮らせるような社会にするために、地域包括支援センターが中心となって取り組みを行っておるところでございます。本町の認知症対策につきましては、まずは認知症の理解を深めるための普及、啓発の推進、介護支援者の充実や、いつ、どこで、どのような、医療や介護サービスを受ければよいかを示した認知症ケアパスの周知、認知症カフェ等、認知症の方やそのご家族、医療や介護の専門職等、どなたでも参加できる交流の場の提供など、取り組みの充実を図っておるところでございます。2点目でございます。地域包括支援センターの役割、早期診断と対応策についてのご質問でございます。地域包括支援センターの役割でございますが、高齢者の抱える問題も多岐にわたるため、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務の4つがございます。それぞれの業務を保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが行っておるところでございます。また、健康寿命の延伸を目標とし、地域で介護予防を行うため介護予防事業も行っているところがございます。次に、早期診断と対応策についてでございますが、認知症の早期診断につきましては、ご家族やご友人からのご相談を受けてから支援につながるケースが多くなっております。認知症の行動や心理症状により本人および家族や周囲の方が困っておられる場合は、包括支援センターの長与町認知症初期集中支援チームへご相談いただき、医療機関の受診や介護サービスの利用、ご家族への支援等の初期支援を集中的に行っております。他にも要支援、要介護の認定を受けていない方でも節目年齢の75歳、80歳、85歳、90歳になられた方に看護師がご家庭を訪問し、健康確認の調査を実施をしております。その際、健康状態に問題があると思われた場合やご家族から介護に関するお問合せ等がありましたら、包括支援センターへの相談をお勧めし、各種事業の紹介や医療機関やサービスにつなげられるよう連携を図っておるところでございます。3点目の認知症の方を在宅で介護する家族への支援体制や具体的なサービス提供の例につきましてはのご質問でございます。在宅で介護するご家族への支援体制等につきましては、認知症に限らず利用いただけるサービスや支援がございます。要介護認定が要介護1～5の場合、通所介護、訪問介護のサービスを受けられることで、介護者の負担軽減ができるように図っております。また、要介護4または5の方で所得要件はあるものの、家族介護用品支給事業により、介護用品を購入される際にご利用いただける支援もございます。加えて生活面での支援といたしまして、福祉用具等のレンタルや玄関までの段差解消のためのスロープの設置、廊下や風呂場等に手すりを設置する住宅改修工事の費用につきましても補助をしておるところでございます。そして、認知症の方に特化した町の事業といたしましては、認知症高齢者おかえりサポート事業がございます。在宅介護におきまして、ご自身での歩行が可能で徘徊により行方不明になる恐れのある方は、その方の氏名、住所、特徴、さらに顔写真等の情報をあらかじめ登録をいたします。登録時に交付された見守りシールを、認知症の方の持ち物に貼るなど活用することで、徘徊されて帰り道が分からなくなった場合や自分がどこにいるのか居場所

が分からなくなった場合に、その方を保護した発見者や警察からご家族に連絡が届くようになっております。続きまして4番目でございます。認知症ケアにおける最新のテクノロジーや見守りシステムの導入と取り組みについてでございます。認知症ケアにおける最新のテクノロジーや見守りシステムの導入と普及状況につきましては、介護の分野においても人材不足が深刻になっている状況のため、人手不足の解消に効果的と言われるDX化が検討されているところでございます。介護施設におきましては、夜間に入居者が部屋から出られるとセンサーが作動し、事務室のお知らせブザーが鳴るものやカメラ等が導入されている施設もあるようでございます。介護ロボットの活用など介護の分野におけるDX化も進んでおり、厚生労働省や長崎県の長寿社会課からの紹介等も町および施設等に対しあっておりますので、町におきましても活用できるものがないか研究をしているところでございます。続きまして5点目、あんしん見守りシールの利用方法と効果とあんしん見守り賠償責任保険など新たな本町の取り組みについての質問でございます。本町が行っておりますおかえりサポート事業の登録状況は累計で13名、現在ご登録されている方が8名、そのうち最も長く登録されている方は、2021年10月からとなっております。このしくみは、徘徊したときに発見から親族への連絡までを円滑にするためのものですが、本事業にご登録の方で徘徊して行方が分からないといった事例は現在のところあっておりませんので、制度利用に対する効果につきましては検証はできていないところでございます。また、あんしん見守り賠償責任保険につきましては、既に幾つかの自治体で導入している事例があることは承知をしております。このあんしん見守り賠償責任保険ですが、認知症の方が徘徊し、他人にけがを負わせる、他人の財物を破壊する、また誤って線路内に立ち入り、電車を止めてしまい鉄道会社に車両損壊や遅延損害を与えてしまった場合などに補償されるよう、自治体が公費で保険料を負担するものでございます。長与町はJRの沿線に住宅地がございますし、人口統計上、今後高齢化率はますます高くなると予測されておりまして、介護施設への入所が困難となれば、在宅での介護が必要となることも予測することができます。町におきましても認知症対策事業につきまして、これまで申し上げましたとおり取り組んでいるところでございますが、議員ご提案のあんしん見守り賠償責任保険につきましても、対策の一つとして導入の可否も含め、賠償責任保険への加入条件や保険料および補償内容、また必要性や課題などについて研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

詳しい答弁ありがとうございました。大体通告書で出した分は、しっかりとした答弁をいただきましたので、理解をしたところです。補足的な質問をちょっと再質問の方でさせていただきますと思います。答弁にありましたように地球温暖化対策の一つとして省エネ推進ということで、今年度ZEH、住宅関係などの施策の補助がありましたけれども、こ

の住民向け、地元、これがちょっとハードルが高いんじゃないかなと思っていて、最近もミックンのLINEの中で募集があつてましたけれども、この実績っていうのが一体どういうふうになっているのかということと、それと住民向け地元企業に対するその具体的な支援策として新たに考えた場合、何かご検討していることがあれば答弁願います。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず、今年度行っております太陽光蓄電池の補助事業ですね。それと省エネ住宅のZEH補助事業ですけれども、こちらの実績について回答をさせていただきますが、まず、太陽光発電設備と蓄電池の補助事業につきましては、8月27日現在で10件の決定を行っております。補助額につきましては太陽光発電の方が322万円、蓄電池の方が237万円の合計559万円となっている状況でございます。そしてZEHの補助事業の方ですけれども、議員の方からも今話がありましたが、国の補助を活用してのこの県を通しての間接補助という形での補助事業なんですけれども、ちょっとそういったことがあつてスケジュール的にどうしても現場サイドといいますか、申請者側の方となかなか合わない部分があるという、ちょっと話も伺っております。現在のところそのZEH補助事業の方につきましては、申請はあつてないという状況になります。そしてあと企業、事業者向けの新たな支援策ということですが、今やってるのは今年度につきましては太陽光と蓄電池の補助事業につきましては、事業所についても対象としているところでございます。ただ、それ以外につきましてはこれといったことが今、特化してあるわけではないんですけれども、今後、企業や事業所とも連携した取り組みは必要になって重要になってくると考えておりますので、他自治体ではいろんな先進事例もあるようですので、そういったのも参考にさせていただきながらですね、そこについては今後検討して取り入れるものについては、そういったこと判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今答弁にありましたように企業とかそういうところに協力を得て、少しずつその対策が進むというふうに考えておりますので、そちらの方ですね、今後も検討していただければと思います。これに関しては、やはり地域の住民とかそういう企業、団体もそうですけれども、やっぱり協力してもらい、参加してもらい、進んでいくのかと思うんですけれども、その地域の住民の皆さんに対しての周知徹底というのはどのようにしていく考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず、町民の方への周知啓発ですけれども、昨年、令和5年10月に広域連携中枢都市圏で、地球温暖化対策実行計画区域施策編というのを策定いたしました。そして、その周知も兼ねまして広報ながよの令和5年11月号に特集記事を組ませていただいて、住民の方々にもできるような、できることというようなことで、そういったことにつきましても掲載をさせていただいているところがございます。今後も例えばうちの方で考えているのが、住民の皆さまが一番できる地球温暖化に向けた身近な取り組みの一つとしまして節電対策とかもあるんですけど、ごみの減量化であったりとか、ごみのリサイクル、分別化、こういったのも非常に身近な大事な対策の一つであるということで考えておまして、地元の自治会による例えば出向いての分別説明会であったりとか、そういったことについても周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

資源化物を長与町は率先してやっていますけれども、この資源化物の回収というのは、長与町はもう本当全国でも先進地と思っております。それが地球温暖化対策へ大きく寄与しているということは理解しておりますので、この取り組みは形は変わると思うんですけど、変わることもあるかもしれないけど、今後も継続していただければと思います。そうですね、住民に対して地元の企業に対してというところで、公共施設のエネルギー対策とか効率化も進めていく必要がありますけれども、例を挙げるとふれあいセンター体育館のLEDの交換時、球だけの交換だったのが、多分基盤自体から変えないといけないということで、金額が予算がちょっと大きくなったっていう例がありましたけれども、今後もいろんな施設でLEDの交換っていうのは、まだ未着手のところがありますので進んでいくかと思っておりますけれども、ちょっと外れてたら止めていただいても結構なんですけれども、小学校のLED交換、こういうものも今現在進めようとしておられますけど、これも本当地球温暖化対策の一つとして、公共施設の中の一つとして進めていると思っておりますけれども、球だけの交換なのか、それとも多分文科省から通達が来てると思うんですけれども、球だけの交換では生徒への安全対策が図れないということで、そこを懸念するPTAの方とか業者の方のお声を聞いたんですけれども、こちらの方ですね、エネルギーの効率化ということを進めながら安全対策というところでのご回答があればお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

宮司教育次長。

○教育次長（宮司裕子君）

学校のLED化につきましては、順次できるところから計画的に進めております。今例えば長与小学校のLED化を進めたんですけれども、そのときはLEDの安全規格っていう蛍光灯の安全規格にのっとった、日本照明工業会っていう安全規格にのっとった中

でしておりますので、そういう安全性っていうのは、一定担保されているっていうところ
です。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

長与小学校は比較的新しい建物ですので、そういうふうな対応が大丈夫だったという
ことで、今後建ってかなり経っている校舎とかそういうものに関しては、安全の確認って
いうのはもちろんされるでしょうけれども、お願いしたいというふうに思います。ちょ
と飛ばしますけれども、防災についてハード面で各地区で着々と進んでいるということ
で答弁を頂きました。近年この気候変動によって災害リスクが変化しているために定期
的な評価と更新というものが求められるというふうに思います。例えば答弁にあったよ
うに、洪水や土砂災害のリスクエリアが広がってきている、変動しているということと、
それと昨今台風10号で皆さんもニュース等で見られたかと思えますけれども、外水氾
濫、外水の影響で洪水になって氾濫をするというのと、都市型降水で内水氾濫、こちらは
6年か7年前にハザードマップの質問のときにもさせていただいたんですけれども、当
時の答弁で内水氾濫に関しては、ちょっと検討の中に入っていなかったと。しかし実際
に中央商店街地区では、内水氾濫によって足首よりちょっと上ぐらいまで水位が上がっ
てきたということも体験しましたし、そちらの方もハザードマップの更新時に入れ込む必
要が出てきたんじゃないかなと。今回の予算に上がってますけれども、今回はホームペ
ージの更新ということでお聞きしましたが、今後ハザードマップの新たな更新時に、この内
水氾濫ということも考えていく必要があるのかなと。最新のものに変更、更新すべきで
はないのかなと。このように取り組んでいくかですね、答弁を頂けたらと思
います。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

本町の方が現在配布をしておりますハザードマップにつきましては、土砂災害警戒区
域の情報、長与川洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、避難所等の情報が掲載をされて
おります。ハザードマップの更新につきましては、新しい情報が変更があった場合とか追
加があった場合に行うこととしておまして、今年度ウェブ版の更新の方を予定してお
ります。また来年度紙版の更新を予定しておりますけれども、今ご質問がありましたとお
り内水と外水に関しましては、今現在その詳しい状況というのがまだ分かっておりませ
んので、下水道事業とかその辺との関連がございますので、調べていきながら研究させ
ていきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

長与町は新しい住宅地、よその自治体に比べて比較的新しい住宅地だったりというところもあったりもしますので、この内水氾濫については、ちょっとご検討というか研究をしていただければなというふうに思います。次にこのハザードマップなんですけど、今年度がウェブ版、来年度が紙版を更新するということですが、専門用語をできるだけ避けて、そして図やイラストを用いることで小学生とか例えば日本語が読めない外国人の方がハザードマップを見ることで大体位置的なものは分かると思うので、そういう分かりやすい、何ていうかな、そういうふうなハザードマップであってほしいなということと、多言語化、いろんな方が読んで分かる、今いろんなネット上で日本語から外国語変換っていうのもできますけど、そういう分かりやすいハザードマップの更新を努めていただきたいなと思いますが、こちらはどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

来年度紙版の更新の方を予定しておりますけれども、議員ご提案の点に留意をしながら作成の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

このハザードマップにももちろん避難所の方も入れ込むと思うんですけれども、今回8月末の台風10号は事前にこれまでにない大型台風ということでニュースでもかなり流れたことで、ある意味良い危機感が生まれたと思います。避難所に来られた方も40名を超えたということで連絡というか、お聞きしました。今回この一時避難所になったこの5カ所ですけども、エアコンが設置されている場所はどこか。エアコンがある所に避難させるっていうことは、基本中の基本なのでしょうけれども、今後今回は一時避難所開設でとどまりましたけれども、今後もっとひどいっていうか、大きな災害となった場合の避難所のエアコン設置に関しての考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回開設を行いました5カ所につきましては、全てエアコンの方が整備されている施設となっております。避難所の開設に当たっては熱中症対策なども考慮した上で、開設する施設の選定を行っております。公共施設につきましてはエアコンがあるなしの状況ございますけれども、熱中症対策が必要と判断した場合には、そういった施設を優先しながら開設の方を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

第一次避難所で賄えればもうそれで一番なんです。災害が来ていないという、来ない、大きい災害がないということなので、それで全然大丈夫なんですけれども、やはり大きな災害というのは、いつどのような形で来るかというのは想定しておかないといけないので、やっぱり二次避難所ももしかしたら三次避難所があり得るかもしれない。先日あった宮崎のような竜巻、ああいうものが起こるにも限らないということで、やっぱりそこは考えていっておくべきかなというところで、避難所になり得る、例えば働く婦人の家だったりとか、エアコンのある部屋で待機を、避難をさせるということかもしれないんですけども、それになり得る、対象となり得るその施設に関してエアコン設置というのは、これから考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますけれども、これに対する対策というのは何か考えておられるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほど申し上げましたように避難所につきましてエアコンがある所、ない所あるかと思っておりますけれども、まず公共施設については、本来その目的に沿ってエアコンの設置が行われるべきというふうに考えております。ですのでその施設が普段使われてる状況の中で、エアコンの設置が必要であれば整備されているものと思っておりますので、例えば体育館に整備をするというのは、なかなかハードル高いのかなというふうに思っています。状況に応じて開設をしていくんですけれども、例えば今のような状況であれば体育館の開設は難しいかなと思っておりますし、必要な場合はその他の施設を優先的に開けていくと、そういったことで対応してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

うちの自治会の場合は、数年前に武道館まで要するに避難者の方が多くて、武道館まで避難をされたときに、暑さでそこに居れないということで連絡があって、自治会の防災センターを開けたことがあります。そういうふうに地元の公民館、自主防災センターなどへのエアコンのある場所への協力依頼、こういうものも考えられると思うので、そちらの方の検討が一番早いのかなと思うので、それを視野に今後の避難場所設置ということを考えていただきたいと思います。

次にイベントなんですけれども、イベントに関しては、テントですとか、冷却シェルターになり得る場所の提供など工夫をしているということで答弁を頂きました。毎年長与川まつりが開催されておりますけれども、駐車場から会場まで歩く、要するに結構な距離ですよ。大人が歩いてもしっかり15分、20分かかるぐらいの距離にしか駐車場がな

いということで、高齢の方がこの高温日が続く中、なかなか川まつりにも参加ができなくなったという話を聞きました。そこでその中からちょっと言われたのが、駐車場から会場までの距離があるのでピストンでのバスの運行を希望するけど、こういう話を出ていないのかということのをちょっと提案をされたんですけども、これある意味、参加してもらうことを考えると、それはお金はかかるかもしれないですよ。でも安全面を考える。参加者に安全に会場に来場してもらうということを考えたらいい案だなと思ったんですけども、この際、気温とか暑さ指数などを事前にやっぱり確認して工夫していくことが必要なので、一概にバスを絶対出してくれということではありませんけれども、こういうふうなイベントの在り方というのはどう考えておられるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

長与川まつりにつきましては夏の暑い時期に行われるイベントということで、時間等は熱中症の危険の時間帯を外した一応4時からの開催ということで、時間の方は今のところ検討しておりますが、今後の気温の上がり方等によりましては、その時間だとか開催時期についても検討の必要があるのかなと考えております。駐車場からのイベント会場への、ちょっと遠いということでのバスのご提案もありましたけども、限られた予算で実行委員会もやられてて、今、まつり自体もよその自治体では物価高騰等で中止をされているところもあります。できるだけ安全に配慮した開催ができるような形で検討をしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今の答弁で今の段階ではよしとしたいと思います。やはり予算、実行委員会の予算とかそういうものが関連してくるので、このバスの運行ということも工夫次第ではどうにかならないかというふうには思いますけれども、ただ一定そうですね。お金、財政面を考えることが大事なのか、人的被害とか住民の安心っていうか安全策を取るのかっていうところはしっかりと考えていただいて、指導的立場で実行委員会への提言ですとか、意見そういうものは今後も行政側としてお願いをしたいなというふうに思います。次に、避難行動要支援者の方に移らせていただきます。これ一時期11自治会でしたか、完全に申請が終わっていて、今の答弁の中では個別計画が251人分が出来上がっているということで、ただ最終的にうちの自治会の場合は、令和2年度に行ったんですけども、最終的には令和5年度の自治会もあったかと思えます。ただ1年で引っ越された方もいらっしゃいましたし、それは地元の把握の中で抹消していくという形にはなるんですが、これもやっぱり最新の情報というのを更新していかないといけない。ただ、これを作成したときに国は自治会とかかなり負担があるからやりにくい、取り組みにくい計画と言いながらも

国は進めることはいまだに強いているって、強いているという言葉はちょっとあれかもしれないですけど、これからもこの計画、避難行動要支援者に関しては継続をしていくということですが、もうちょっと更新する場合には取り組みやすい方法がないのかなと思うんですね。今いったんベースがある自治会はあるので、そこに関しては取り組みやすい方法もあるでしょう。ただ52自治会ができましたけれども、この中でどれだけの自治会がこれに取り組むかというところで、更新どころかこれに取り組む自体が大変だったので、そこをもうちょっとそれこそ工夫していただければと思うんですが、町独自で何か考えてらっしゃること。今もうICTっていうかそういうものも発達、発展してますので、そういうものを利用しながらもっともっと取り組みやすい制度にならないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃられましたとおり個別計画の方になりますけれども、今一度でも計画を立てられた自治会っていうのが29自治会ございます。その他に町の方から説明をされましたけれども、なかなか個別計画ができていないっていう自治会の方が今8自治会ございます。中には自分たちの自治会で把握がもうできてるから個別計画まではっていうふうなことで、先ほど議員がおっしゃられましたように消極的な自治会、対象者の方が少なかったりするとそのような状態になっているところがございます。現在の町としての方針としましては、国、県からの指示がありました方向性で個別計画の方、あとは情報の更新っていうのをさせていただくようなところで考えておりますが、今後いろいろこのように計画が立てれないよとかっていう自治会からのご要望等も耳にしておりますので、大きくご意見の方を頂戴しながらいろいろ先ほど議員の方からICTとかの提案もございましたので、そういうところを全く研究を今しておりませんので、研究も含めて考えていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

答弁の中でもありましたが、2013年災害対策基本法が改正されて、市町村は避難行動要支援者の支援プランの作成が義務付けられました。避難支援に関するガイドラインも提供されているというふうに思います。これによって対応を考慮した地域防災計画の策定、見直し、これにも取り組む必要が出てくるかと思っておりますけれども、毎年防災計画自体は、数字的なものっていうのは更新はされておりますが、地域住民や連携機関との発災時の協力体制の強化とか、名簿の活用というのが求められるので、この避難行動要支援者のこのリストというのも重要になってくると思っておりますが、今後どのような体制でこの計画と連携させながらどのような体制で臨んでいくか、そちらをお答えいただければと思

います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この計画の方、発災時の利用についてということでございます。まず、避難行動要支援者名簿の中に名簿に載ってらっしゃる方に対して、同意を頂いた方と不同意の方、名簿の方を自治会等に常時、日常的に公開するのは控えますという不同意の方と両方いらっしゃいます。まず同意を頂いた方につきましては、避難行動の個別計画を立てる時点で自治会、防災組織、あと民生委員、社会福祉協議会などと連携がとれているものと思っております。また、不同意の方につきましては、町の方で長与町避難行動要支援者名簿の作成等に関する規程というのがございます、この中で発災時のときは、全体名簿、全ての名簿の方を災害の範囲にはなるんですけれども、地域、範囲によって命や身体の保護するために必要な場合は、同意がなくてもそれを公開していいよっていうふうになっておりますので、避難のときにその中に社協とか消防、警察、あと安否確認とかが期待できる団体、例えば障害者施設とかそういうところにも公開ができるようになっておりますので、日頃から広くそちらの方とも関係を密にとりまして、この名簿の方を活用できるように今後も推進努めてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

わかりました。そちらの方、今後とも取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。先日ある新聞紙上で県内自治体の防災関係部署へのアンケートの結果が公表されておりました。この中で本町の現状というのは、地域防災計画などの策定から総務、一般の業務まで幅広い職務を担っているというところに当たるのだろうと推測をしております。この記事では各自治体で防災専従職員が増えているという一方で、やはり多岐にわたるその業務を抱えているという現状が浮かび上がったというふうにされております。本町でも災害時に備えて、その記事によると自衛隊退職者などを担当として雇用するなど専門的知見がある人材の雇用を国が財政支援するという地域防災マネジャー制度っていうのがあるということですが、今後国の支援があるということですので、部署的に人事に関わることもかもしれないんですけれども、こちら真剣に考えてはどうかと思います。が、答弁を頂けたら。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

議員ご指摘のとおり地域防災マネジャー制度の活用につきましては、防災についての知識や経験を持ち専門的な業務をしていただければ、町民の安全安心を守

るためには有効なことだと考えております。今後につきましては職員の定数管理、そしてあと県内でも地域防災マネジャーを採用されてる自治体もあるということなので、そちらの方の現状を伺いながらちょっと研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

1番に関しては縷々質問させていただきましたけれども、内水氾濫そして避難所開設時のエアコンの設置されているその施設を使用するという。それと今言いました地域防災マネジャーなどを視野に今後も地球温暖化などにより考えられる災害時に備えて住民を守る、そういう施策を検討をお願いしたいというふうに思います。2番に関してですけれども、時間がなくなったのもありますが、答弁の中でしっかりとお答えを頂きましたので1点、(5)あんしん見守り賠償責任保険、こちらは先日、総務の方で視察で愛知県を中心とした中部地方の方に研修に行かせていただきました。この中部地方がこの認知症に関して先進地であるのは大府市というところで、それこそ答弁でもありましたけれども、大府市でJRの事故が90歳ぐらい、ちょっと年齢忘れましたが、男性がJRでの踏切事故で亡くなったということを発端に、こういう取り組みが強化されている地区で、もう本当全国でも先進地で認知症条例も制定しているというところなんですけれども、今マップ、インターネットのマップで長与町の駅とか踏切とか見れるんですけれども、実際に踏切を見に行ったら12カ所ありました。そして、それとは別に踏切ではないのに人の道ができていて箇所も1カ所あります。ということは、駅だけではなくて13の踏切らしきものも含めた所で徘徊者の事故っていうのが想定されるということで、この賠償責任保険の金額なんですけれども、岡崎市が大体1,500円、1,600円ぐらい。そして知多市の方も1,800円以内でお1人当たり、そして希望される方だけの賠償責任制度なんですけれども、どちらも20人～40人ぐらいの想定内で予算が設けられてるっていうことで、そんな多額なものじゃないので、これだけ長与町は4つの駅があって交通網は発達しているというところですけど、そういう危険性を考えて、この賠償責任というのは有効な認知症の徘徊者に対する手段だと思いますけど、もう時間がありませんけど、どなたかお答えいただけたら助かります。よろしくお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

峰介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

現在、介護認定を受けていらっしゃる方で、在宅で単独での歩行が可能と思われる方が500人以上いらっしゃるような状況でございます。今後認知機能の低下が進んで散歩に行かれたのに。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩 10時31分～10時45分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員のワクチン接種費用助成とHPV検査についての質問を許します。

5番、八木亮三議員。

○5番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。今回は大枠で1つのテーマになります。ワクチン接種費用助成とHPV検査について。HPV、ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨の差し控えによって接種機会を逃した女子に対し、令和4年度から始まったキャッチアップ接種が今年度末で終了いたします。HPVワクチンは令和4年4月から公費接種が再開されており、その対象はおおよそ小学6年生から高校1年生ですので、現在おおよそ16歳未満の女子は現在または今後無料で接種機会がありますが、キャッチアップ接種の対象者である平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれ、つまり現在16歳から27歳程度の該当する女子は、本年9月までに1回目の接種を行わなければ無料接種の機会が失われます。現時点で国がこのキャッチアップ接種の期間を延長する動きはありませんが、対象者のうちキャッチアップ接種を行った人の割合は、本町で令和5年度末までで16%と極めて低い現状であります。これはかつてのHPVワクチンの副反応についての過剰または誤った報道の影響がまだ払拭されていないことが原因と考えられます。つまり、これから月日がたつにつれて接種への抵抗は薄れ、HPVワクチンの重要性はより認知されていくと考えられますので、接種費用助成はむしろこれからが重要となってくると考えます。ワクチン接種費用助成こそ科学的根拠に基づき住民の命と健康と安心を守り、ひいては将来的な医療費削減という財政効果にもつながる幸福度日本一を目指す本町がすぐにでも取り組むべき事業と考え、以下質問いたします。また併せて、子宮頸がん検診へのHPV検査単独法導入についてもお尋ねします。（1）HPVワクチンキャッチアップ無料接種の期間を本町独自に延長し来年度以降も実施するか、無料でのキャッチアップ接種が難しければ、定期接種対象外の女子への費用の一部助成を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。（2）令和5年度の本町のHPVワクチン定期接種の接種率を見ると、15歳が約48%、16歳が約33%と比較的高いと言えますが、それでも世界的には80から90%の国もあり、さらなる周知、啓発が必要であると考えます。接種率を上げるための本町の取り組みの現状と今後さらに強化していくつもりがあるか、お尋ねします。（3）HPVは子宮頸がんだけでなく男子の陰茎がん、肛門がん、中咽頭がん、他の疾病の原因でもあることや、性交渉による男子から女子への感染が起こることから、男子もワクチン接種が望ましいものです。昨年3月の一般質問でHPVワクチンを任意接種する男子への接種費用助成を求めましたが、当時は情報が不足し

ているなどの理由から実施には至っておりません。全国ではそれからこの1年間で実施自治体がさらに増加していることも踏まえ、改めて現在の本町の見解を伺います。(4) 従来の細胞診による子宮頸がん検診は2年に1度の受診が必要であります。30歳から60歳の女性については、HPV検査単独法による5年に1度の検査の方が、受診者の心身の負担が軽減され受診率が増加し、がん死亡率の低下にもつながると考えられます。費用助成を行う自治体にとっても財政的負担の減少が期待できます。今年度から導入または助成を開始している自治体に倣い、本町もHPV検査法を推進すべきと考えますがいかがでしょうか。(5) 帯状疱疹ワクチンが国により定期接種化されることがほぼ決定しています。本町では、インフルエンザと肺炎球菌については交付要綱を定め高齢者予防接種助成を行っていますが、帯状疱疹は50歳以上から早期接種が望ましく、費用も高額であることから、町民の自己負担をできるだけ少なくするよう、また、定期接種化後すぐに対応できるよう、帯状疱疹ワクチン用の助成要綱策定に向け、今から研究、検討しておくべきと考えますがいかがでしょうか。以上答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、八木議員のワクチン接種費用助成とHPV検査について、1点目の質問がHPVワクチンキャッチアップ無料接種期間の独自延長についてのお尋ねでございました。国におけるHPV、ヒトパピローマウイルスワクチンのキャッチアップ接種期間終了後は、本町独自での期間延長や定期接種対象外の女子への費用の一部助成の予定は現在のところございません。しかしながら、議員ご指摘のとおり子宮頸がんのリスクおよびワクチンの高い予防効果について十分に周知されていない部分もあると思われますので、実施状況等を把握しながら、定期接種期間内にできるだけ接種いただけるよう努めてまいりたいというふうに思っております。2点目でございます。HPVワクチン定期接種の周知、啓発についての質問でございます。HPVワクチン定期接種の周知、啓発につきましては、令和4年度からホームページ、SNS、広報ながよによる周知を行っておるところでございます。また小学校6年生と中学校3年生、この学年につきましては個別に予防接種の実施についてお知らせをしておるところでございます。特に今年度はHPVワクチンキャッチアップ接種対象者と高校1年生相当の女子に対し、ワクチンの定期接種が最終年度となるため、本年9月までに1回目の接種を検討していただくよう、8月末にはがきを郵送し、周知をしていたしておるところでございます。今後も引き続き接種勧奨に努めてまいりたいというふうに考えております。3点目でございます。HPVワクチンの男子への接種についてのご質問でございます。男子のHPVワクチンの予防接種の助成につきましては、現在一部の自治体にて任意接種後の費用助成を行っている所があるようでございます。しかしながら、国のワクチン評価に関する小委員会におきまして、HPVワクチンの男性接種につきましては、有効性や安全性は一定程度認められるものの、費用

対効果につきましてはまだ課題があるとの結果があり、今後定期接種として位置付けるかにつきましては検討されているところでございます。このため現時点におきましては、国の制度としての法定接種ではないため費用助成は考えておりませんが、全国的にHPVワクチンの男性接種への対応は必要なことでありまして、国の動向等を注視しながら対応してまいりたいと考えております。4点目でございます。HPV検査単独法についてのお尋ねでございます。最新の子宮頸がん検診ガイドラインにおきまして、HPV検査単独法は細胞診単独法と同様、推奨グレードAと示されております。また、リスク保持者が追跡管理されることで、子宮頸がんの早期発見、早期治療につながり、検診間隔が5年ごとであることから、受診率向上が期待できるメリットがございます。一方で、その効果を自治体の検診制度の中で発揮するためには、HPV陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提でありまして、順守できない場合は、効果が細胞診単独法を下回る可能性があるとしておられるところでございます。長期間の追跡はコストや人員、受診者の協力が必要でございまして、運用が非常に複雑となります。現時点では、行政、医療機関とも適切に精度管理でき得る体制が十分ではないため、導入につきましては難しいと考えております。今後、国や近隣自治体の動向、医療機関の体制などを注視し、研究をしてまいりたいと考えております。5点目でございます。带状疱疹ワクチンにつきましてでございます。この国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論がされまして、定期接種で使用するワクチンに位置付ける方向性に異論は出されておられません。接種目的や対象年齢、使用するワクチンに関しては検討を継続することとされております。また、接種費用が高額となるため、持続可能性の観点からも市町村の財政的な負担をどうするかという議論の時期であるとの意見もあるようでございます。今後定期接種の対象となった際の国の市町村への財政的措置や、町民の皆さまの負担をできるだけ軽くし、同時に無理のない財政負担とするための自己負担額の設定など、引き続き国の動向を注視し、近隣市町とも連携をとりながら、定期接種化に向けて研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

非常に分かりやすく簡潔に答弁ありがとうございます。再質問に入らせていただきますが、再質問の前に重大な大前提として、子宮頸がんは毎年約1万人がそう診断され、毎年約3,000人の方が亡くなっていること、そしてその原因はほぼHPV感染であること。つまり、HPVを予防すれば子宮頸がんはほぼ撲滅ができ、死者数を激減できるというのが科学的な事実であり、住民の命の問題だという前提として申し上げさせていただきます。では再質問ですが、（1）これあえてキャッチアップ接種の延長と定期接種対象外女子への費用の一部助成と区別してるのは、それ2つの考え方があるんじゃないかという意味合いでそうさせていただきました。キャッチアップ接種対象者は、国の積極的勧

奨がなかったため定期接種が受けられなかったという、言わば政府の失策の被害者のような側面がありますので、やはり行政が無料接種という救済を行うべきである。で、これを国が3年度以降やらないのであれば、町がやるべきかなと考えまして質問いたしました。ただ、当然そうは言いますが、その対象者の方々がこの先10年20年たつて途中でいつでも受けたらいいと言えば、いつでも無料で受けられるというような延長は当然、制度設計上も予算編成上も難しいですし、HPVワクチンはできるだけ初めての性交渉前に接種する必要がある。つまり年齢が上がるほど接種の効果が薄れるという考えからいくと、やはりそういう無制限ではなくて20代前半くらいまでに接種することが効果的で、それ以降の年代の人は(4)で申し上げますが、子宮頸がん検診の方が予防に効果的であると私も考えております。そこで、キャッチアップ接種が始まった当初15歳ぐらいで、2年たつてますが現在でも17歳ぐらいに相当する女子っていうのが、ワクチン接種のいわゆる決定権といいましょうか、保護者の同意がなければ打てないという状態だと思うんですが、本人は接種したいけれども親に反対されているという人がいる可能性もあると思います。その子たちが来年度18歳以上になってから保護者の同意なしに本人の意思で打ちたいと思っても、もうそのときには国のキャッチアップは終わってしまっている。自費接種に約8万円かかるとなれば、この年齢の人にはかなりハードルが高くなります。また今回のキャッチアップ世代の中で20代半ば以上の人にとっては、もう自己決定権が十分にあった、あと情報も十分にあったんじゃないかということで、20代後半で接種しても効果が比較的薄いと考えられることから、町の限られた財源の中ではそこまでの年齢の救済は難しいと私は考えます。以上のようなことから、来年度以降、質問ですが、キャッチアップを受けてない人の中で大学4年生ぐらいに相当する22歳ぐらいまでの女子へのキャッチアップだけでもちょっと実施すべき、実施できるんじゃないかと思うんですが、仮にこのように対象者を絞っても全く難しいでしょうか。お考えを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

確かにキャッチアップ期間っていうのは、年齢世代が上がるごとに効果は有効性が低くなるというふうな見解もあります。それで国の方も令和7年3月までっていうふうな区切りをされております。まずは定期接種期間中にできるだけたくさん、回数も含めて多くの方にご理解をいただいて定期接種期間中に打っていただくように、まずは啓発をいたしまして、その後これから先の定期接種の状況を推移を見ながら、今後は考えていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

定期接種は当然これから周知をしていただきたいと思いますと思うんですが、今回のキャッチアップの件ですよ。今のとおり、先ほど説明したとおり、どうしてもちょっと期間が短過ぎることや接種率が低いことから、一部の方だけでも延長が必要かなと思って先ほど質問したわけですが、あらかじめこども政策課に頂いた資料の数字で計算しますと、キャッチアップ世代のうち令和7年度に22歳までになる人が多分1,177人、ちょっと少し違ってたら申し訳ないですが、既に接種済みの人が237人ですので、未接種の対象者、来年度22歳になるまでの人、947人となります。今になってようやく接種率が低いということで急に国もテレビCMなどで9月末までと言ってますけど、ちょっとやっぱり遅きに失したかなと思ってるんですね。なので、来年度以降接種を考えようっていう人は、保護者の同意が得られなかったなど特別な理由がある人が中心かなと思うので、これはあくまで私の個人的な予測ですが、この未接種者940人の10%程度かなと思うので、94人掛ける3回で8万円なので750万円ぐらい必要になるんですね。マザーキラーと呼ばれる命に関わる病気を防ぐことができる重要なワクチンを本町の対象者の約80%が未接種という現実の中で、今後も人口維持に取り組むという観点も踏まえたら、救済のために750万円ぐらい予算計上しても私はいいいんじゃないかと思っています。しかもこれ今17歳の方が22歳になるまでの5年間の時限的な措置で、当然1年過ぎるごとに23歳になっていく方は対象から外れていく、補助対象から。そうすると、最終年度は言ってみれば1学年分の人補助だけです。大体150万円くらいかなと考えます。ここまで町長は説明お聞きいただけましたですかね、今の説明。未来のある本町の女性のために、初年度750万円で、予算下がっていく予防接種費5年間の時限的な措置でも計上するのは難しくないと思ってるんですけど、これはもう町長の英断一つで、全国的にも先駆けとなる救済措置を実行できるんじゃないかと思うんですが、ここでやるやらないはあれですけど、所管課に今も踏まえて、前向きにもう一度検討すべきかどうかというようなことだけでも、どうでしょう、お考えいただけませんかでしょうか。お答えございませんですか。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今言われたことで、私達も議論はしてます。やっぱりこれは大切なことなんで。ただ今は来年3月までがキャッチアップの期間ですので、その間とにかく積極的にやっぺこうと。これ多くの方々に打ってもらおうということは今やるべきじゃないかということと、そしてこれ3年間という期間があったんで、その中で受けた方、受けない方いらっしゃるわけですけど、受けない方は受けない方でまた違った意味での理由もあるうかと思えますし、そういったことを勘案しながら、この問題についてはやはりずっと考えていかななくちゃいけない問題だというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。おっしゃるとおり年度末までまだ接種率って上がっていく可能性もありますが、ぜひ動向をよく確認して施策を考えていただきたいと思います。今、キャッチアップに関してはここまでにしますが、令和4年度からの定期接種を逃してしまった、これから17歳以上になる世代についての任意接種への補助ですね、もう一つ申し上げていたことですが、これ当然全額費用助成すると無料の定期接種の接種率が落ちる可能性もありますし、本来10代前半で打つべきワクチンであることから、これは当然全額補助というのは考えなくていいと思います。任意接種の補助として例えば16歳から20歳ぐらいまで、先ほどのとおりやっぱり自己決定権がなかったり、18歳になったけれどもまだすぐには8万円という金額はないという方もいると思うので、16から20歳ぐらいまでの定期接種を受けてない方を限定して補助するというような考え方できないかなとちょっと私は考えたんですが、この対象年齢が本町では約1,000人ほどになります。定期接種が始まってからの世代は当然接種率が高くなってますので、本町でも令和6年度までに定期接種を受けた人は15歳で44%ということですので、17歳以上になって受けてないから任意接種必要になる人っていうのはこの1,000人のうち半分ぐらいかなと。で、500人になりますが、当然全額でなく一部補助ですから幾らにするかっていう話なんですけど、2価、4価のワクチンが1回1万6,176円、本町では。9価では2万6,675円、結構違います。ですので、この本来は9価を打つのが効果的ですので望ましいということを考えますと、2価、4価のワクチンに近い1回1万5,000円ぐらいの一部補助を行えば、2価、4価なら受けようかなと。こうなると自己負担が1,200円ぐらいになります。ただやっぱり9価がいいという方も2万6,000円幾らかかるところが1万2,000円ぐらいの自己負担で受けられる。随分自己負担全額よりは安くなって、接種率上げられるかなと、これは個人的に私は考えたわけですが、これを実際に行くと1人当たり3回で4万5,000円の補助。未接種者500人のうち、これもやっぱり先ほど町長がおっしゃったとおり、あえて打ってないという方もいると思うので、あえて定期接種後に打ちたいという方が10%ぐらいとすると、大体50人掛け4万5,000円で225万円。これも今後定期接種で接種率が上がれば、もっとこの定期接種後の補助も減っていいわけですから、これから減っていく予算、最初は225万円ぐらい要るかな、一応金額出してみたんですが、このぐらいの予算でも任意接種の助成の補助、20歳ぐらいまでの方への制度っていうのは実施検討難しいでしょうか、改めてお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

詳細な金額まで出していただきましてありがとうございます。ただ、やっぱり実際受け

る場合には定期接種の無料期間の時が一番自己負担がないと思われまので、まずは自己負担がないうちに定期接種をしていただきたいというのがこちらの考えでございます。それで、もしそういったことになるようでしたら、今後の、先ほども答弁いたしました、接種の状況、推移を見ながらずっと毎回判断させていただいて検討をしたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、おっしゃるとおりですね。キャッチアップも定期接種も本来はその期間内に打ってもらうのが一番で、その後助成すると後でいいかなって考える人が出てこないとは限らない、確かに。ただ、ほとんどの人はやっぱり打ちたい方はその以内に打って、その以後に打ちたいという人はよっぽど特殊な事情っていうか、先ほどのように打てなかった、もしくは情報全く知らなかったっていう方、やっぱりそういう方に対する一部の救済措置というので、あってもいいんじゃないかという意味で提案させていただきましたので、ご検討いただければと思います。本町の令和5年度の出生数、4年度の319人から激減して231人となっております。もちろん本町で生まれ育った方がそのまま町に残って子どもを産む世代になるとは限りませんが、当然本町で母親になる長与育ちの女性も多いと思いますから、人口維持の観点からも、こういった子宮頸がん撲滅にできることを、できる範囲で考えていただきたいと思っております。（2）周知について。今回キャッチアップ接種がこれ2023年度の厚生労働省の県調査によると、このキャッチアップ接種の対象者の約半数、48%ぐらいの人が、その制度自体を知らないと言ってたそうなんです。もちろんキャッチアップ制度に限らずHPVワクチン接種の大切さは、今後も継続して啓発していかなければならないことなんです。1例といいたいまいしょうか、昨日長崎新聞に載ってたのでお読みになった方もいると思うんですが、若者にHPVワクチンについて広く発信する会「Vcan」って読むんですかね、全国の医学生でつくる非営利団体があって、本来行政が行うべき啓発活動を自主的に積極的にやっていて、長崎にも支部があって長大の医学部の現役学生などが積極的に啓発活動されてると。やはりこういった当事者に年齢も近くて専門性もちゃんとある団体、そういう方を本町の高校もありますし、あと小学校、中学校、中学校とかであれば保護者も含めて、ぜひそういう団体とかを呼んだりするなどして、ぜひ今後も啓発機会、増やしていただきたい。これはあくまで提案といいたいまいしょうか、お知らせですが。啓発以上に当然、この（2）でも言ってますが、接種率を上げるための一番の取り組みは、単純に接種機会を増やすということだと思うんです。つまり集団接種です。現在HPVワクチン定期接種は自分で病院に行ってもらって個別で接種してくださいという本町はスタンスですが、個別接種だと自分で当然病院に電話して予約する。これ人によっては面倒くさいと感じる人もハードルが一つあるわけで、やっぱりコロナワクチンと同じように集団接種という機会を

設ければ、じゃ友達と一緒にいこうかなとか、受けようかな、そういう人が出てくると思います。ですので、集団接種のを企画すべきじゃないかと私は思うんですね。定期接種のうち最も効果が高いとされる9価ワクチンの標準的な接種間隔が、15歳未満に1回目を打てば2回の接種でいい。で、2回目は6カ月後でいい。1回目が15歳を超えてからだと3回接種が必要で、2回目が2カ月後、3回目がその4カ月後、つまり3回目は半年後ですね。となると、1回目で15歳以上の方のために2カ月後に開く。それと3回目が半年後だとこれは15歳未満の方も15歳以上の方の3回目も受けられる。こういう計算になると思うんですね。つまり年に5回あれば、15歳未満で1回目を打った方も以上の方も対応できる。定期接種の方であれば接種費用自体は全額国の負担ですから、集団接種を行う場合には本町の負担となれば会場の準備設営ほどだと思っただけですね。これはそんなに極端に何百万円もじゃないと思います。町、HPV定期接種の接種率を上げるためにこの集団接種、できれば来年度からでも検討していただきたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

ご提案ありがとうございます。確かになかなかご自身で病院を予約してっていうのは難しいかと思えます。ただ現状といたしましては、予約は必要になりますが、町内にはありませんけれども県内では日曜日とかでも接種が可能な医療機関もございますので、そういった医療機関の方をまずは周知をさせていただいて、平日だけではなく休日も接種可能ですよっていう広報を広げていきたいと思えます。ただ来年度からの定期接種の集団接種ですね、この点につきましては予算もですけれども医師会等々のご協力等も調整等も必要になってくると思えます。なかなか実現ができるかどうか分からないんですけども、考えていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。コロナももちろん非常に危険な病気ですけれども、HPVワクチン、もちろん打ってなくても皆さんかかるわけじゃないですが、子宮頸がんというのは非常に重い病気ですから、ぜひ、自己責任と考えずに打ちやすい環境をつくるつもりで、幸福度日本一の町であればぜひ検討していただきたいと思えます。次（3）ですね、男子への助成について。現在、男子への接種費助成を行っている、また行う予定の自治体が東京に大体市と区を合わせて20自治体ぐらい、それ以外北海道から九州までで全体で20ほどの市町、多くはないんですけども。東京に多いのは都が2分の1の補助を行っているということらしいんですが、ただ九州でもつい先日8月下旬から九州で初めて熊本県高森町という人口約6,000人の町が、九州で初めて男子へのHPVワクチン補助を

開始したと。高森町に私、問い合わせました。これ町民から要望などがあったわけではなくて、所管課の方が自主的に、子育て支援の一環にもなると考え情報収集をして審議し、事業実施を決めた。予算は11万円。これは全額自主財源。4価ワクチン、男子は4価ワクチンしか原則として認められてないので、4価ワクチンを3回接種ずつ2人分、なので高森町の人口からいくと恐らく対象年齢、女子の定期接種相当の小6から高1の男子の数の多分これ10%なんですね。2人っていうと少なく聞こえますけど、10%という結構ちゃんとした対応かなと思っております。本町では小6から高1に相当する男子が現在約1,000人、その10%だと100人になるので、3回分を予算計上すると485万円を超えるということになって、正直ちょっと高額であるということ、それから先ほど町長がおっしゃったように費用対効果というのが女子ほどは高いとは認められてないことなどもあります。これは当然当事者の方も思っているようで、現在日本で男性でHPVワクチンを接種してる率は0.6%ほどだそうなんです、これ多分年代はばらばらですけども。それがいきなり全額補助するから、本町の男子だけ10%とかになるっていうのはかなり考えにくいというので、現実的には多分多くとっても2%ぐらい、つまり1,000人中20人ぐらいを見込めばいいのかなと私は考えております。そうすると97万円になるんですが、このくらいなら予算計上してもいいんじゃないかと思うんですが、受けないという方にはです。こちらの方としては費用対効果が薄いか理由もあるんですが、それでも受けないという方で、女子は当然定期接種、言ってみればこの年代無料で受けられるのに対して、実際に男子も疾病リスクもありますし、女子も間接的なメリットもある。男子は補助ゼロっていうのは、補助というか助成、打てないっていうのはちょっとした格差というか、差別とまでは言いませんが、やっぱり受けないという人には補助してもいいのかなと。2%20人で年間97万円、どうでしょう、これでも難しいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

国もHPVワクチンの男性接種について、男女平等性や相乗効果、女性への波及効果等も勘案して、定期接種への検討が今行われているところだと思われまますので、引き続きまずは国の動向を注視して対応してまいります。また定期接種になった場合にはそれに対応したいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

定期接種になれば、当然行うことになると思うんですが、そうではなくて先ほどの高森町のお話をしたように、やっぱり積極的に子育て支援とかそういういろんなメリットを考えてやるべきじゃないか。という自治体もあるわけですから、やっぱりそこは考え方だ

と思うんですね。我々議会は毎年この9月定例会で前年度予算を審査いたしますが、不用額が目立つ事業ってのはやっぱりあるわけです。もちろん予算が年度内で不足してやるべき事業ができないと困るので、予算というのは多めに計上するというのは当然のことと理解していますが、改善の余地があるところっていうのは随時そういう審査の中で指摘しているわけですが、私気になったのが、町長交際費っていうのが年間270万円計上されてるんですが、これコロナだからじゃなくて、コロナの前から大体毎年100万円不用額になってる。270万円のうち100万円が不用額っていうのは結構多いんじゃないかと思うんですね。交際費っていうのは年度途中でもし不足すれば補正してもいいぐらいの緊急性はないと思うもので、この100万円あればですね、先ほど申し上げた20人に97万円で接種できる。どうでしょうね、町長ご自身の交際費ですけれども、その分が余るんであればワクチン接種男子に、受けないという人には受けさせてあげようとかそういうふうになりませんか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

交際費の考え方と今の考え方は全く違いますからね、交際費をそんなふうに見ないでください。必要だからそれだけのお金がかかっているわけですよ。それと、この補助というのは別の問題でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

もちろん交際費に限らず不用額は出てる部分というのはたくさんあるわけですから、当然そこは他の不用額も含めて考えていく必要はあると思いますが、毎年これだけどうしても余っていると。もちろん交際費っていうのは定期的に同じ額が出るわけじゃないとは思いますが、毎回ここまで余るほど計上する必要があるのかなと私は個人的には思うわけですね。ですので、たまたまという語弊がありますが、その金額的にこの部分で受けさせることはできるんじゃないかと思ってですね、申し上げました。あくまで不用額の一例と考えていただきたいです。不用額を精査して、このぐらいの事業はぜひ積極的に国の事業になるまで待つというんじゃなくて、町独自のものを行っていくべきだと言ってほしいと思ひまして提案させていただきましたが、これも引き続きちょっと改めて研究していただければと思っております。（4）です。まず現在の本町の子宮頸がん検診は2年に1回、集団検診が500円、個別検診が700円で受けられますね。これが一般的な細胞診というものになります。厚労省が諮問しているがん検診のあり方に関する検討会の調査によると、がん検診未受診の理由の1位は受ける時間がないから28.9%、その他費用がかかり経済的負担になるから11.8%、検査に伴う苦痛に不安があるが6.8%などとなっていて、これらの理由は2年に1度の検査が5年に1度になるだけで当

然軽減されます。検査してもいいかなと思っもらうことがまず大事だと思うんですね。またこのHPV検査、検査時の液状化検体という検体を使えば、検査の結果HPV陽性となった場合に、本人から再度検体を採取しなくても同じ検体でその先のトリアージ検査と呼ばれる細胞診もできるというのも大きなメリットと聞いています。また別のメリットとして、これはちょっと私もあくまで素人なのでちょっと大ざっぱな言い方になりますが、細胞診だと陽性の場合、直接的にがんになりそうな細胞がありましたよというような段階での告知になる。それに対してHPV検査というのは、陽性になっても子宮頸がんの将来的原因になり得るウイルスがありますよというぐらいの段階なので、言ってみれば、ちょっとこれかなり大ざっぱな言い方になりますが、細胞診よりもずっと早い段階、深刻度が低い段階で現状を伝えられる。これも告知される方の心理的な負担も減ると思うんですね。先ほどの厚労省のがん検診受けない理由の一つに、がんであると分かるのが怖いからというのもあるんですね。そうするとその細胞診よりもやっぱり早い段階、言ってみればまだがんではない段階で可能性があるというのを指摘して、経過の観察ができるので、こういったがんと言われるのが怖いという負担も減らせる。非常にメリットが多いと思うんですね。確かに先ほど当初答弁で町長がおっしゃったように、非常に、陰性の方はもう次は5年後でいいですよとなるのに対して、陽性になったけれども陽性になったのでいったんちょっとどのぐらいの深刻度か、トリアージ検査っていうのをした結果、取りあえず1年後に追跡検査をしましょうと言う人が出てくるので、同じ時期に受けても5年後に次を受ける人と1年後にもう一度受けてもらう方っていうのが非常にまちまちになってくるので、この管理っていうのは複雑になって非常に大変だっていうことは、私も調べたところ分かっております。受診のタイミングのアナウンスが非常に複雑になるので管理体制が整ってないと混乱をする、こういうふうに専門家の方もおっしゃっているようです。ただ実際に、埼玉県の志木市や和光市という所なども今年度から既に実施している自治体もありますので、2年に1度のがん検診を多くの方にとって5年に1度にするはこの公費負担を削減する部分もありますし、ちょっと手間が大変だからというので後回しにするのではなくて、そういった経費削減の観点からも、やっぱりHPV検査法、早期導入を目指して先ほどの医師会であつたり検査機関とかもですかね、そういう所と能動的にこちらから長与町ではこれをぜひ受診できるようにしたいというふうに、積極的にそういう関係機関と協議等を行っていただきたいと思うんですが、改めていかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

HPV検査のメリットについては十分把握をしております。それで議員おっしゃるとおり、令和6年4月1日より体制整備関係者の理解協力等が得られた市町村から順次導入が可能ということになっておりまして、まだ今長与町の体制として、今十分な体制が整

えられておりませんので、今準備の段階をしているところでございます。今後、医療機関や検査機関も、あと近隣の自治体とも情報連携、共有をしながら、どのように管理体制が適切に進められていくかを期間を見て話し合いながら研究を進めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

予防接種や健診などの病気の予防事業っていうのは、見えないところで実際にそれによって助かってる命があるかもしれないっていうか、多分ある制度だと思うんですね。ですので、皆さんのお仕事はそういう人の命を助ける業務だということを、ぜひ念頭に今後もこのHPV検査に限らず、より優れた新しい手法などが出てきましたら、ぜひ住民の方のために積極的、能動的に検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。最後に（5）です。带状疱疹ワクチン。これはもう定期接種化は確定と思われまので、あとは接種を受ける人の自己負担をどれだけ減らしてあげるかということだと思います。現在効果が高いとされる不活化ワクチン、これが1回約2万円のを2回打たないといけない。これはかなりハードル高いと思うんですね。ですが、带状疱疹っていうのは後遺症がかなり長引くケースなどがあって、やはりこれについては費用助成をしても一定の費用対効果もあると思われま。恐らく、これ定期接種化されると、高齢者肺炎球菌感染症やインフルエンザと同じ個人予防のための定期接種B類疾病に分類されて、交付税措置が3割になるものかと考えられます。ですので、あとは町がどれだけ負担して、受ける方の実施自己負担を軽減するかになります。この1回2万円を2回で交付税措置が3割、あと50歳以上、こういう金額や対象者などから、今現在で定期接種化されたらこのぐらいの自己負担にできるんじゃないかというような試算はありますでしょうか、なければ結構です。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

もう既に行われている自治体の助成額を見ますと、金額はいろいろですけれども多く用いられている金額というのもあります。あとワクチン接種に関しては近隣自治体とある程度の金額をそろえながら協議をしてきた経緯もございまして、今既にしている自治体と近隣自治体とも協議をしながら、今幾らとははっきりは申し上げられませんが、研究を進めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、今現在県内でも既に独自に带状疱疹ワクチンの助成を行っている自治体、

大村市ですとか南島原市ですかね、幾つか見ますと大体先ほどの2万円という自己負担額がもう1つの带状疱疹ワクチン、生ワクチンと呼ばれるものですかね、これと同じ価格になるぐらい、大体自己負担が8,000円ぐらいになるような設定が多いと見受けられます。最低でもそのぐらいか、もしくは当然安ければ安いほど接種率、接種したいという意味、機能向上につながると思いますので、ぜひ定期接種化されたらなるべく早く対応できるように、他の近隣自治体やそういう関係機関と協議していただければと思います。私、定期接種化されるっていうのは今年の多分6月ぐらいにはもうニュースになってたんですが、ちょっと知らなかったもんですから、この間2万円出して打ったんですよ。もし例えば来年からは自己負担が補助が出るよってなれば、ちょっと待ったかもしれない。もちろん早く打った方がいいっていうのはあるんですけども、やっぱり自己負担したのに、何か翌年になったらすごい安く済んだってなるのも、ひとつがっかりすることだったり、他の町では安いのに何で長与はないんだっていうのもひとつ、ちょっと打つのだろうかとなってなる理由になるかなと思うので、ぜひ定期接種化後迅速に対応できるようによろしく願いいたします。この带状疱疹とかに限らず、あとキャッチアップ接種の件もですが、何事もゼロか100かで考える必要はない、考えるべきではないと思うんですね。先ほどのおり限られた財源の中で、本町ができるならこのぐらいの予算が取れそう。そうすると、例えば任意接種のHPVワクチンの女子に何歳までなら補助できるかなと、全員は無理でもこのぐらいはできるというふうに、もう全員を救えないならゼロとかやらないんじゃないかと、できる範囲の中でできることをやってあげようというふうな考えで、ぜひこういった事業を検討して、今後も進めていただければと思います。以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時33分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順3、岡田義晴議員の①町民の健康づくりについて、②水道整備事業についての質問を同時に許します。

4番、岡田義晴議員。

○4番（岡田義晴議員）

皆さまこんにちは。午後からのトップバッターを務めさせていただきます岡田義晴でございます。一般質問に先駆けまして、今回台風10号で被災された方々に心よりのお見舞いを申し上げます。21県、道で被害発生ということで、新聞等によりますと8月31日現在で人的被害132名、うち死者6名、行方不明者1名、負傷者が125名、それから住宅被害が1,080棟と甚大な被害が出ております。亡くなられた方々に

は心より哀悼の誠をささげ、被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは一般質問に入らせていただきます。私の方からは大枠2点、お話しさせていただきます。まず1点目。町民の健康づくりについてでございます。厚生労働省の資料によりますと、我が国の平均寿命は昨年2023年において男性が81.09歳、女性が87.14歳であります。前年比でも男性0.04年、女性0.05年伸びております。また40年前1983年と比較すると、男性6.89年、女性7.36年の伸びでございます。令和5年の簡易生命表によれば、75歳まで生存する者の割合は、男性75.3%、女性87.9%であります。さらに90歳まで生存する者の割合は、男性で26%、女性で50.1%であります。まさに我が国は人生100歳の超長寿大国に向かっております。一方で、2019年令和元年の時点でありませども、平均寿命と健康寿命の差は男性8.73年、女性12.07年であります。この数字は男女ともに約10年にわたり健康上の問題により何らかの制限の中で生活を送っていることを意味しております。従って、平均寿命と健康寿命の差が大きければ大きいほど長生きできる分、医療費などの負担が増えることになり、介護や入院などの期間が長くなる結果となります。このことは個人の生活の質をも低下させてしまう、非常に残念なこととなってまいります。また同時に、介護給付費などの社会保障の負担の増加にもつながるでしょう。このことから、我が国では平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるか、健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっております。本町においても、これらの課題に長与町第10次総合計画の健康づくりの推進、および長与町健康づくり計画に基づき、町民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小のため、町民の健康づくりに取り組んでいます。そこでこれらの町民の健康づくりの取り組みについて伺います。(1)これらの計画の具体的数値目標やその取り組み、そしてその進捗状況および成果はどうか。2つ目、現在本町の平均寿命と健康寿命は男女とも延伸しているか伺います。3つ目、健康格差の縮小についてはどうか伺います。

2点目でございます。水道整備事業について。水道整備事業について2点ほど伺います。

(1)昨年7月19日に締結した長崎市・長与町新浄水場共同整備事業の実施に関する基本合意について伺います。この新浄水場共同整備事業のメリットが3点ほど示されていますが、これらについて伺います。1点目、単独整備の場合と比較して、工事費の減少、国の補助金、交付税措置による町の負担の減少などコスト面で有利になるとしているが、昨年7月時点の17億400万円のコスト削減による町負担額は現時点でも24.3億円のままか。2つ目、新たな水源を確保できることになり、本町の地下水源の一部を予備水源として保有することで水源に余裕ができ、水の安定供給が可能となりますとあるが、本町の地下水源の一部とはどこを指すか。3点目、新浄水場が完成し、今まであった第1浄水場、東高田浄水場、笠山浄水場が廃止されると、それからは新浄水場と第2浄水場のこの2つのみになるとすれば、このどちらかに不具合が生じた場合はどうするのか。4点目、共同整備を行うことで本町の水道設備の再編、統廃合が可能になり、CO2排出の削

減が見込まれるとあるが、どれくらいのCO2排出量の削減が可能なのか。また、何か国や県からの削減量の目標が示されているのか。(2)本町の水道管の更新工事について伺います。全国の自治体でも、高度経済成長期に大規模なインフラ整備が進められ、この時期に敷設された多くの水道管が耐用年数の40年を同時期に迎え、結果として老朽化した水道管の更新が一斉に必要となり、莫大な費用と労力が必要となる状況にあります。また耐震化の問題も相まって、水道設備や管路の老朽化を一層加速させています。本町においても、財政の厳しい状況の中、町民の生活を守る水道管の更新工事について伺います。

1点目、本町の耐用年数40年を超している水道管の割合はどれくらいか。2点目、水道管の更新工事にかかる費用や工事工程はどれくらいか。3点目、できるだけ費用が安価になる方法はあるか。最後、耐震化の問題はどうなっているか。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、岡田議員のご質問にお答えをいたします。大きな1番目、町民の健康づくりについてということで、1点目が長与町健康づくり計画の数値目標、取り組み、進捗状況および成果についてというお尋ねでございます。長与町では平成25年度から令和5年度までの11年間、「第2次健康ながよ21」健康増進計画に基づき健康づくり活動を行ってまいりました。基本目標を、健康寿命の延伸、健康格差の縮小とし、63項目の目標値を定め、乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージに合わせまして、健康な生活ができるよう、個人への支援、集団や地域への支援を行い、住民の皆さまの健康に対する意識向上、生活習慣の変容ができる環境を整えてまいったわけでございます。各項目の評価は、目標に達した項目が27項目42.9%、目標に達していないが改善した項目というのが6項目9.5%、目標に達していないもののうち策定時と変化がなかった項目が1項目これが1.6%、また策定時より悪化した項目が17項目で27%でした。その他評価困難が12項目19%という結果でございました。具体的目標の取り組みといたしまして、特定健康受診率の目標値を60%とし、休日の集団健診やがん検診との同時実施、AIを活用した個別勧奨通知等を行ってまいりました。平成25年と令和5年度を比較してみますと、目標値には到達しなかったものの特定健診受診率は13.9%増加をし、49.7%で増えている状況でございます。引き続き、受診率向上のために努めてまいりたいと思っております。また運動習慣がある者の割合の目標値が53.4%に対し、令和5年度は46.2%でございました。取り組みといたしまして、ヘルシーウォーキング大会の開催や平成30年度からは健康ポイント事業の開始、さらには令和5年度からは県の健康づくりアプリを活用した運動習慣の定着を図ってきたわけでございます。悪化した項目の1つにメタボリックシンドローム予備軍および該当者の割合がありまして、目標値を23%としていましたけれども、平成25年度は29.1%、令和5年度は32%

と、残念ながら該当者の割合が増えている状況となっております。これまでも特定保健指導や重症化予防、食生活の改善等にも取り組んでまいりましたが、さらに強化改善に努めるとともに、引き続き連携協定による民間事業所の行政にはない資源や企画力も生かしながら、町全体の健康に対する機運を高めてまいりたいと考えております。2点目の本町の平均寿命と健康寿命についてのお尋ねでございます。厚生労働省の地区町村別生命表によりますと、本町の平均寿命は令和元年度が男性81.1歳、女性87.9歳、令和5年度が男性82歳、女性88.4歳となっております。また厚生労働省の介護保険保険者シートによりますと、健康寿命の一つであります本町の平均自立期間は令和元年度が男性81.1歳、女性85.4歳、令和5年度は男性81.7歳、女性86.3歳です。平均寿命、平均自立期間ともに延伸し、県内21市町での最長となっております。続きまして、3点目の健康格差の縮小ということでございます。健康格差とは、年齢、性別、体質などの個人の特性だけではなく、生育、居住、就労等、各人の置かれた社会経済的状況の違いにより起こる健康状態の差でございます。個人の努力だけでは変えがたい状況によって、健康を損なうことのないようなそういう取り組みや配慮が求められているところでございます。町の取り組みといたしましては、特定保健指導や重症化予防事業、健康相談事業などを通して個別支援を行っております。また、地域や学校での健康教育やイベントを通して、正しい知識の普及や健康づくりのきっかけづくりを行っております。特に昨年度から学校での歯科教育に取り組んでおります。学校での歯科教育が家庭におきましても話題に上がり、家族で健康について考える機会になっていくものと考えております。これらの一つ一つの事業が健康度のアップ、そして健康格差の縮小につながっていくものと考えております。今後も町民の皆さまが生涯にわたって心身ともに健康で暮らせますよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして大きな項目、水道整備事業についてでございます。新浄水場共同整備事業についての(イ)が町負担額24億3,000万円についてのお尋ねでございます。この新浄水場共同整備事業の町負担額につきましては、昨年6月の全員協議会でご説明をいたしましたけれども、現在は事業者選定に向けた発注行為の準備を進めておるところでございます。公募時の予定価格の精度を上げるため、具体的な施設内容および土砂災害対策や浸水対策、並びに資機材の納期を踏まえた事業期間などの検討に加え、建設資材や労務費の高騰などを概算工事費に反映するよう、基本設計業務を進めているところでございますので、本事業における町負担額は変動するものと見込んでおるところでございます。次の(ロ)の予備水源となる地下水源はどこにあるのかということでございます。予備水源となる地下水源につきましては、ニュータウンに2カ所のボーリング、藤ノ棟、洗切、東高田および笠山にそれぞれ1カ所のボーリング、合計6つのボーリングがあるということでございます。続きまして、(ハ)の浄水場の不具合時における対応についてのお尋ねでございます。浄水場の不具合時における対応につきましては、新浄水場および第

2 浄水場ともに想定できる範囲内の不具合に対応した強靱な施設を構築する計画を進めておりまして、また、各浄水場区域における施設能力の範囲内におきましては、水道水を相互に融通するなどの対応ができるよう整備しておりますので、安定した水道水の供給が可能と考えております。続きまして、施設再編によるCO2排出量の削減量と目標についてのご質問でございます。このCO2排出量の削減につきましては、施設の再編により1年間の電力使用量をおよそ10%削減、CO2排出量といたしましてはおおよそ150トン削減できると試算をしております。また温室効果ガスの排出削減目標につきましては、国は「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%減の高みに向けて挑戦を続けていく」との方針を示し、本町におきましては、長与町地球温暖化対策実行計画におきまして、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減することを目標として掲げておるところでございます。

続きまして、2の本町の水道管の更新工事について。まず耐用年数を超過した水道管の割合についてのご質問ございました。耐用年数を超過した水道管の割合につきましては、令和5年度末時点でおおよそ27%、延長にいたしますとおおよそ67キロメートルでございます。(ロ)の水道管の更新費用および工事工程についてでございます。水道管の更新費用につきましては、法定耐用年数で更新した場合は令和46年度までの40年間でおおよそ250億円、年間に換算しますと約6億円の更新費用が必要と試算されております。また、工事工程につきましては、法定耐用年数で更新を進めた場合は、財政面や人材面におきまして事業継続が厳しい状況となることから、実使用年数を考慮した目標耐用年数を設定をいたしまして、中長期のスケジュールにより更新費用の抑制を図り、老朽度および重要度等を勘案した優先順位付けを行うことで、効果的かつ効率的な管更新となるよう進めているところでございます。続きまして、費用が安価となる方法についてのご質問でございます。費用が安価になる方法につきましては、水需要に合わせた適切な規模へのダウンサイジングや、使用環境に適した資材選定などの方法が考えられております。続きまして、耐震化についてでございます。耐震化につきましては、水道管を更新する際は基本的に耐震性能を有する資材で更新しておりまして、本町の基幹管路の耐震適合率は、令和4年度末時点で全国が42%に対しましておおよそ53%でございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは再質問に入らせていただきます。ここに第2次健康ながよ21の中間評価まとめっていうのがございますので、これに沿ってちょっと質問させていただきます。この2ページ目に特定健診受診率の推移ということで、平成21年から平成28年の間の様子が書かれてあります。特定健診の受診率は毎年上昇しており、平成28年度は県平均よ

りも7%高い状況となっておりますが、国が示す目標60%を達成するには、さらなる工夫やPRが必要となっておりますということでございますけれども、質問ですけれども、これ第2次健康ながよ21は去年までで一応終わりました、今年からは第3次健康ながよが始まるということでございますが、この12年間をにらみまして、このさらなる工夫やPRということで何かお考えありましたらお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今年度からの計画であります第3次健康ながよ21は、令和17年度までの12年間を計画期間とし、これまで別々に策定を行っていた健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画を一体化し、関連施策の連携、連動を推進しています。2次と大きく変わるころはありませんが、第2次計画に引き続き、特定保健指導や重症化予防事業、健康相談を通じて、町民の皆さまの健康を支えていきたいと考えております。また、健康ポイント事業測定会などのイベントをより多くの方に参加いただけるよう、民間事業所とともに知恵を絞っていきたいと考えております。自殺対策といたしましては、背景にあるさまざまな社会的要因に目を向け、生きることの包括的な支援として全庁的な連携を図っていききたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それで、この2ページに、下に長与町国保医療費の状況、これも平成25年と28年の比較でまとめられております。ここについて質問します。長与町国保の医療費は平成25年度から上昇していましたが、平成28年度は前年度より約3億円減少し1人当たりの医療費も1.6万円ほど減少しています。これは健康保険加入者数の減少と薬価の引き下げが影響しておりますと書いてありますが、現在もこの流れは変わりませんか。お聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

国保の加入者数は年々減少しておりますので、単純に考えますと医療費は低くなるようにも感じられますが、国保の構成年齢として年々高齢化はしていきますので、直近では1人当たりの医療費はわずかに増えていっている状態です。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

続いて、3ページに要支援・要介護者認定状況ということで、これも平成23年と29

年の比較がまとめられております。65歳以上の人口は大幅に増加していますが、要支援・要介護者の認定数は微増で推移となっております。65歳以上の人口が大幅に増加しながら、この要支援・要介護者の認定数が微増というのはちょっとよく分からない。これは認定基準が厳しくなっていくからですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

介護度の基準は把握はしておりませんが、微増の原因は町民の皆さまの健康意識がもともと高いというところに、健康増進係の方でも特定保健指導や健康相談と健診の受診勧奨に努めておりますので、その結果が少しずつ出たものではないかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

続いて同じページで本町の死亡原因ということで、やはりこの3大疾病、がんということで、ここに書いておりますのは肺がんが非常に多くて、次に胃がん、大腸がんとなっておりますが、今現在もこういう状況は変わらないかお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

手元に正確なデータを持っておりませんが、傾向としてはそんなに変わらないです。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

続いて4ページに、1日に3食食べている者の割合というのも、これも平成24年と平成29年の比較がございますけども、取り立ててちょっとピックアップしたいのが青年期の人たちが11.8%減少、要するに1日3食食べてない傾向が表れているということをやちょっと気にします。併せて5ページに、1日の歩数、歩く数ですね、これが平成24年と平成29年でやはり青年期の人たちが1日3,000歩未満ということで、これも11.12%増ということで、これくしくも1日3食食べない青年期の人たちと相関関係が表れてるわけで、やはり青年期の人たちの健康意識を非常に高めなくちゃいけないという考え方がございます。もちろん自助努力というか自分たちが意識を持たなければいけないんですけども、そこで9ページのまとめの中に「日常生活における歩数は3,000歩未満の者の割合が非常に青年期、高齢者で増加しております」と。要するに歩く機会が減少している。そこにこの平成30年度から健康ポイント事業を開始しますということで、この青年期の人たち、特に20歳辺り、以上の住民を対象に歩く、健康診断を受ける、健康イベントに参加するなど健康づくりを行うポイントを獲得して、そのポイントに応

じてインセンティブを付与するものということで非常にこれは私も大いに賛同するところではありますが、この健康ポイント事業の今進捗状況というか、どのように推移してるかをお聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

県の健康ポイント事業「歩こーで！」ですが現在の登録数は3,251人、そのうち長与町独自の健康ポイント事業に加入しておられる方は950人です。今までも数々の健康ポイント事業、測定会、イベントを通して、このアプリに加入いただけるように活動に取り組んでまいっておりますので、これからも会員数を増やしていくようにさまざまな支援をしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私もこの長与町に住みましてもう40年近くですけども、今町長答弁にもありましたとおりやっぱり健康寿命、市町でナンバーワンだということでこれはやっぱり大きくその宣伝の材料じゃないかということで、吉田町長にはぜひ今ですね、一言これからのいわゆる健康づくりでリーダーとして一言お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今岡田議員がおっしゃっているようにですね、長与町民の皆さん方の意識の高さっていうのが本当に私は感心します。朝起きて例えば7時とか8時とか行くでしょう、体育館とか運動場も大体皆さん方スポーツされたり歩かれたりしてるんですよ。だからそういった皆さん方の意識の高さと、町が今独自に進めております、あるいは県で進めておりますこういった事業とが相まって、こういった結果になってるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これからも町の方も負けじとつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは次に、再質問続けたいと思います。今度は新浄水場についてですけども、町民の間では新浄水場を大いに期待をしてるわけですけども、これによって水道料金が上がるんじゃないかとかいろんな危惧が聞かれます。そこで、この新浄水場の建設によって水道料金は値上げをするのかなっていうことですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

水道料金の改正につきましては、今回の新浄水場の建設のみを要因とするのではなく、人口減少等による給水収益の減少や水道施設の老朽化に伴う更新費用等の増大を見込んだ長期的な財政計画を作成いたしまして、その計画の中で料金改定の可否を判断してまいります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

水道事業というのは各自治体独立採算制ということで水道料金が主なもので、企業債、要するに国からの借金というのでいろいろ苦慮されてると思いますけども、これから先、財政計画というのを作られると思いますけども、もう着手されておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

現在、新浄水場共同整備事業の費用も含めまして財政計画を作成している段階でございます。本年度末には完成する予定となっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

これも町民の方から長与町の水道料金は高いというふうな思いがあるんでしょうね、やっぱり水と空気はどうしても安いという感覚の中で、どこの自治体もなかなか水道料金を値上げするというのにちょっとちゅうちょするところもあると思うんですけども、一定長与町の水道料金は21市町の中でどれくらい安いのか、どれくらい高いのかというのが分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず20トン当たりの水道料金で比較いたしますと、令和4年度末時点におきましては、県内21市町のうち料金の安い方から数えて8番目に位置しているというところがございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

続いて、この予備水源というものを今私も初めて聞いたんですけども、この予備水源となる水量というのは大体どれくらいなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

本町が現在使用しております地下水源につきましては日量約5,500トンございまして、これに加えて新浄水場共同整備事業によりまして新たにですね、JR浦上トンネル湧水が加わります。この水量が日量約3,000トンの水源が確保できるわけがございますけれども、このため施設を再編いたしまして日量2,500トンの水源を予備水源とすることができますので、そういったことで効率的な水運用ができるよう計画しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

続いて、第2浄水場の工事内容というのが、もっと詳しくご説明いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

第2浄水場の工事内容につきましては大きく3点ございまして、まず1点目でございますけれども、廃止する第1浄水場の水源を第2浄水場で利用いたします。そのため第2浄水場で処理する長与川の水量が現在の約5倍ということに増加いたします。このことに伴いまして発生する汚泥の量が増加いたしますので、汚泥処理施設を増強をするといった工事をまず1つ行います。次に2点目でございますけれども、第2浄水場で作る水量が増加いたしますので送水するポンプの設備を増強いたします。最後に3点目でございますけれども、第2浄水場の一部が土砂災害警戒区域および浸水想定区域に位置してございます。このためその対策工事と停電時に対応するための自家発電設備を設置する工事を行います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

ちょっと今よく分からなかったんですけど、送水ポンプの設備を増強するというのは、増強するってどういうことかちょっと簡単に教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

水処理が行いました後、きれいになった水といったものを配水池に送るポンプが送水ポンプといったものでございまして、この事業において作る能力がアップしますので、送

水能力が5,000トン今まで作っていたのが8,700トンほど送る水の量が上がりますので、これに対応したポンプに増強するといったことでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

一番最後に自家発電設備という話がありましたけども、停電した時に自家発電ということですけど、今まではこの自家発電設備ってなかったんですか。ちょっと確認いたします。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今までは、ついこの間の台風の時もリースで発電機を借用して設置しておりまして、有事の際にはその発電機によって上水機能を賄うよう計画しておりました。ただ常設しておりませんので、今後につきましては、より安全な水の供給ということが図れるように自家発電設備といったものを設置する計画でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

その自家発電設備というのは、今から造るとなればその費用というのはどれくらいかかるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

自家発電の費用につきましては今基本設計の方で算定している状況でございます、その結果が分かり次第お伝えさせていただければと思います。ただ、ここ最近の資材の高騰によって従来よりも非常に高くなっているという話は聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今回の災害で私も実感したんですけども、やっぱり自家発電設備はある程度かかるといいながらやっぱり必要なものは必要ということで、できるだけ安いに越したことはないんですけど、それは備えるべきだなとは個人的に思います。次ですね、新浄水場を造る上でこの民間活力手法ということで、ちょっと見ましたらDBO方式、デザイン・ビルド・オペレートというんですかね、これを採用した理由というのをご説明いただけませんか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

DBO方式を採用した理由でございますけれども、DBO方式とPFI方式および従来手法と言った3つの手法が代表的でございますけれども、この3つの手法を比較検討をした結果、DBO方式で行う方が事業費において有利であるといったこと、そして民間事業者の意向調査を行いまして、意向調査におきましてもDBO方式の方が有効であるという結果でございますので、本方式を採用することといたしました。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

このDBO方式は、私もちょっとだけ調べたんですけども、公共が資金調達を行うため、設計、施工、運営段階における金融機関によるモニタリング機能が働かないということが挙げてあるんですが、この点についてちょっとご説明ください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

DBO方式につきましては、議員おっしゃるとおり公共側が資金を調達いたしまして、完成部分に対して支払いしていくといった方式でございます。それに対しましてPFI方式といったものがございございますが、PFI方式につきましては民間が金融機関から資金を借り入れまして、事業を実施するといった方式でございます。こういったことからPFI方式につきましては、金融機関として融資期間を通じて財務状況をモニタリングするといったこととなります。この資金調達の方法の違いによりまして、財務状況のモニタリング機能について差異が生じるものと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、受注した事業者によるセルフモニタリングについて、発注者側が必要に応じて内容を閲覧可能な措置を講じることで、適切なモニタリングを実施したいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

セルフモニタリングということで閲覧可能な措置を講ずるということですが、ということはこの閲覧可能な措置を講じるということは、要するに費用的にはかからないんですか。要するにランニングコストには入らないんですか。質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね、セルフモニタリングというのは受注した業者の方が、自分たちの財務状況といったものを自分たちでセルフでモニタリングした資料を提出できる状況をつくら

いったことでございますので、基本的にランニングコストに影響するものでございませ
ん。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

長与町地球温暖化対策における温室効果ガスの排出削減目標というのは達成できるの
でしょうか。お願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

町長答弁にもありましたとおり、施設の再編によりまして約150トンのCO2削減
が見込めております。この他ポンプ等の設備につきましても効率のよい設備を導入する
など、目標達成できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

新浄水場共同整備事業による維持管理費の削減ということで、これは恐らく全員協議
会で同僚の議員の方からも質問があったと思いますけども、改めて確認しますが現在の
試算でどれほどでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

維持管理費の削減につきましては、年間約3,000万円ほどと試算しておるところで
ございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

じゃあ、続きまして目標耐用年数で更新した場合の管路の更新費用についてはどのよ
うになっておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

目標耐用年数で更新した場合、令和46年度までの40年間で約140億円。年間に換
算いたしますと、約3億5,000万円と試算しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

目標耐用年数だと3億5,000万円とおっしゃったんですかね。ということは、元来法定耐用年数なら6億円ですかね、ということは半分ぐらいになるという認識でよろしいですかね。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

はい、そのような認識で問題ございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

更新しなければならぬ水道管の量が膨大だということでございますが、これからの進捗についてはどういうご計画あるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議員おっしゃるとおり、水道管の更新のボリュームといったものは非常に膨大でございます。その中でも管路と施設といった更新といったもののバランスを取りながら、そして財政面、人材面等を勘案いたしまして、管路更新を進めているところでございます。現在の進捗状況につきましては、全国平均の管路更新率以上の更新率で進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。全国平均以上の管路更新率ということで、今頑張っておられるということですね、分かりました。これをもって質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで、岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

(休憩 13時56分～14時10分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、安部都議員の認知症高齢者等（若年性認知症を含む）と独居高齢者における行政施策についての質問を許します。

10番、安部都議員。

○10番（安部都議員）

皆さまこんにちは。今日は認知症の高齢者について質問いたします。昨年、認知症サポーターの講義を受けてまいりまして、このオレンジリングを頂きましたので、これを着けて質問をしたいと思っております。それでは質問に移らせていただきます。認知症高齢者等（若年性認知症を含む）と独居高齢者における行政施策についてお伺いいたします。我が国の認知症の高齢者は2025年には471万人、2040年には584万人、そして2060年には645万人まで達し、高齢者の17.7%の5.6人に1人を占めると言われています。予備軍である軽度認知障害の高齢者は2060年には632万人に増え、合計1,277万人となり、高齢者の2.8人に1人に当たります。そんな中、令和6年1月に認知症基本法が施行され、政府は今年秋には基本計画を策定されます。また、独居高齢者の自宅死は約6万8,000人といわれ、2020年では65歳以上の単身者が737万人に上っています。今や高齢者を取り巻くさまざまな問題も浮き彫りになっています。今年3月には、住宅セーフティネット法が改正され、居住サポート住宅制度や住宅確保要配慮者への新制度が開始されました。今後は、独居高齢者や認知症予防、認知症高齢者等のさらなる日常生活のサポートや介護サービスの充実が急務となります。認知症になっても尊厳を持って暮らせる共生社会の実現が望まれます。そこで、本町におきます認知症高齢者等（若年性認知症を含む）と独居高齢者の現状と今後の課題および対応策についてお聞きいたします。（1）本町の認知症の高齢者数とその予備軍（軽度認知症）と若年性認知症の現状と今後の見込み増加数についてお聞きいたします。（2）高齢者認知症等（予備軍、若年性認知症含む）への早期診断、早期対応や、医療、福祉と介護サービスの提供や課題についてお聞きいたします。（3）独居高齢者等（認知症を含む）の世帯数の現況と行方不明になる恐れのある認知症高齢者等（若年性認知症を含む）における見守り制度の充実と問題点などについてお聞きいたします。（4）認知症サポーター制度の意義と今後の活動についてお聞きいたします。（5）認知症高齢者等を支える介護事業所と介護人材不足の状況や介護従事者の育成などについてお聞きいたします。答弁お願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員のご質問にお答えをいたします。認知症高齢者等（若年性認知症を含む）と独居高齢者における行政施策についての1番目、本町の認知症の高齢者数とその予備軍（軽度認知症を含む）と若年性認知症の現状と今後の見込み増加についてのお尋ねでございます。本町の認知症の高齢者数は、要支援1から要介護5までの認定を受けているおおよそ2,000人のうち、認知症の方がおおよそ930人、予備軍といわれる軽度

認知症の方がおおよそ800人となっております。なお、介護認定を受けている第2号被保険者の中には若年性認知症の方はいらっしゃいません。今後の見込み増加数でございますが、認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究で、2025年にはおおよそ5.4人に1人が認知症になると予測されております。長与町の年齢別人口統計を見ますと、今後15年間は毎年500人を超える方が新たに65歳以上になると見込まれ、それに伴い当然認知症の方も増加するというふうに思われます。2点目の高齢者認知症等（予備軍、若年性認知症を含む）への早期診断、早期対応や、適切な医療と福祉、介護サービスの提供や課題についてのご質問でございます。高齢者認知症やその予備軍および若年性認知症である方への早期診断につきましては、ご家族やご友人からのご相談を受けてから支援につながるケースが多く見られます。認知症の行動や心理症状により本人および家庭や周囲の方が困っている場合は、長与町地域包括支援センターの長与町認知症初期集中支援チームへご相談いただくことができるようになっております。この長与町認知症初期集中支援チームは、2つの医療法人と業務委託をしております、長与町地域包括支援センターのチーム員とともに訪問やチーム内会議を行うなど、支援体制を整備しております。ご相談に対し、認知症地域支援推進員が内容を伺い、医療サービスや福祉、介護サービスにつなげるための初期支援を行います。しかしながら、認知症に対する不安があり自分のこととして認めたくないという方や高齢者のみの世帯も増加しておりますので、早期での医療や支援サービスにつなぐことが困難となっていることが課題として挙げられます。軽度の認知障害の状態でも医療サービスにつなげることができますと、住み慣れた地域で支え合いながら過ごしていただくことも可能かと思われまので、まずは認知症についてよく知っていただくこと、家族、友人、地域の方々とのつながりを日頃から大事にさせていただくことが重要ではないかと思っております。3点目、独居高齢者（認知症を含む）の世帯数の現況と行方不明になる恐れのある認知症高齢者等（若年性認知症を含む）における見守り制度の充実と問題点についてということのお尋ねでございます。認知症を含む独居高齢者の世帯数は1,444世帯となっております。行方不明になる恐れのある認知症高齢者につきましては、町の事業といたしまして認知症高齢者おかえりサポート事業がございます。在宅介護におきまして、ご自身での歩行が可能で徘徊により行方不明になる恐れのある方の氏名、住所、特徴、さらに顔写真などの情報をあらかじめ登録していただき、徘徊などで行方が分からなくなった場合、早期に保護につなげる事業となります。行方不明になった方を早期に見つけるためには、地域住民にも本制度の仕組みを知っていただき、安全に保護できるよう行動をしていただく必要があるため、本制度の周知が課題となっております。今後、より多くの地域の方の見守りが必要になると思われますが、長与町では、誰もが自分らしく地域で生活できるようにを目標といたしまして、地域における見守りや支え合い、居場所づくりができるよう、第2層協議体という地域のサポーターによる協議体の立ち上げに取り組んでおります。現在までは高田地区と北部地区に第2層協議体を立ち上げていただいております。今後残り3地

区での立ち上げを目指し、地域への働きかけを行っているところでございます。4点目でございます。認知症サポーター制度の意義と今後の活動についてのご質問でございます。認知症サポーター制度は、認知症が正しく理解され、認知症の方が安心して暮らせる町がつくられていくよう、普及啓発活動を開始したものでございます。長与町におきましては、認知症サポーター養成講座を2009年から開催しており、累計で3,678名の方が受講をされておるところでございます。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者を増やしていくことが、認知症の方への早期対応や適切な医療サービスにつなげることになるとお思いますので、今後とも認知症サポーター養成講座につきましては継続して続けていきたいと考えております。5点目でございます。介護事業所と介護人材不足の状況や介護従事者の育成などについてのお尋ねでございます。高齢化が進みますと医療と介護の両方が必要となります。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできる限り長く続けるためには、地域の医療、介護の関係団体との連携が必要となってきます。介護分野の人材不足につきましては聞き及んでおるところでございますが、今後さらに高齢化が進み、介護サービスを希望される方が増加すると、サービス利用がかなわず待機を強いられることが予測されます。そのため、介護現場で働く方の処遇改善に向けた補助金の積極的活用ができるよう、事業所への情報の提供ならびに処遇改善の働きかけを継続して行っております。また、介護職の人材確保につきましては、介護職の情報提供や職業体験プログラムなどを活用し、学生に介護を支えるさまざまな職業体験の機会を持っていただけるよう関係機関と連携し、介護職についての理解者を増やす働きかけを行うとともに、町が主催する事業におきましても、介護職に関する情報提供に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。本町の認知症患者というところで、要支援1から介護5までというところで、2,000人の中で930人というところでありました。軽度の方は少ないんですけど、若年性認知症は今いないというところでありましたけれども、本町でもこれから団塊世代の方たちが後期高齢者になってどんどんと今から高齢者が増える中で、認知症も増えてきます。その中で、認知症患者が増加すると、やっぱり医療や介護の財源っていうところも比例して増加していくと思えますけれども、本町の今後の財源予想とか、そういった比例するに当たっての計画というのはございますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

峰介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

財源についてのご質問でございますけれども、介護保険制度が始まりましてから、利用

者負担を含めた介護保険の総費用というのが大変増加しておる状況でございます。一方、財源といいますのが利用者負担を除く介護保険の財源が、公費、保険料で折半する構造になっておりまして、公費の部分が国が25%、県が12.5%、町が12.5%の割合で支出しており、さらに保険料の部分に関しましては、23%を65歳以上の高齢者の方、27%を40歳以上60歳未満の方が負担をさせていただいております。このまま介護サービスを受ける方が増加して、同時に人口減少も言われているところでございますけれども、生産人口の減少というのが顕著になりますと財源が不足することが予測されます。そのため、長与町ではまだ財源についての計画等はいたしておりませんが、まずは健康寿命の延伸に力を入れ、元気で健康状態を保っていただいて、サービス等をなるべく使わなくて、今お住まいの地域で元気に過ごしていただけるようにということで、健康増進ですとか介護予防事業に力を入れているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、今、国が25%、県と町が12.5%、65歳以上が23%、その他が27%というご回答でした。今後本当高齢者のこの認知症高齢者の方たちも含めて、本当にやっぱり負担が大きくなったらサービスの低下につながりますので、サービスがこれから低下しないような形で、やっぱり国と県との協議でもってこのサービスも行っていただきたいというふうに思っております。それから早期診断、早期発見でございますけれども、これは第9期介護保険事業計画の中で、さまざまな取り組みで認知症総合支援事業が取り組まれております。先ほどの答弁では、家族や友人からのそれぞれの情報発信と支援、それから支援につながるというところでございました。認知症初期集中支援チームの支援ですけれども、この支援を受ける対象者というのはどのような方が対象となるのか、その辺りをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

初期支援チームの対象となる方につきましては、認知症を発症された方で初期段階にいらっしゃる方、それと認知症を発症された方で困難ケースとしてなかなかサービス等につながらなかった方等の対応をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、先ほど2つの医療との連携によってさまざま取り組んで、そういった支援チームによって協力をされてるというところですが、認知症発見って非常に難しいんですね。一緒に暮らしている家族でさえ見逃してしまう。ごくささいな言動によって

注意が必要です。その辺りは認知症初期支援チームの役割っていうのは重要だと思っております。ところが窓口に来訪する方や電話など相談があったり、そしてまた家族や友人がそのような発見をされるというときには、非常に支援につながるわけですが、やっぱりそうでない方たちの認知症の恐れのある方たち、例えば認知症でありながら家族も本人も受け入れることが困難だっていうところで、先ほど町長からの答弁でそういうところが課題であるというふうにおっしゃってますけれども、そこを今後どのように適切な医療と福祉につなげていくのか、啓発をしていくのかその辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

現在、訪問看護師が節目年齢の時に介護認定等を受けていらっしゃる方の世帯に訪問させていただいて、健康状態のチェックをさせていただいております。その際にご本人またはご家族の方とお話をする際に、もしかしたら軽度の認知症の症状があらわれるのではないかとかそういう心配をした場合は、再度期間を空けて訪問させていただいたりですか、初期集中チームの方に連絡をいたしまして、そちらの方からも健康調査の続きということで再訪問させていただいてお話を伺ったりするようにしております。またそこで医療機関の受診が必要かなと思われた方には、一度お話を聞いてみられませんかということをお話を進めて、医療やサービスの方に連携ができるように促しておるような状況でございます。また、初期集中チームに連絡があった件数も令和5年度で約70件ほどございました。受診をしたいけれども病院が分からないとかそういう情報についての問い合わせと、実際に認知症の方のご家族からどのようにすればいいかというようなお話も頂いております。その場合は介護認定の方の審査を受けられたり、そういったことでサービスを受けるようにされた方ですか、初期支援チームの方が継続して状況を見守っていらっしゃる世帯の方もいらっしゃるような状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

さまざまな適切なきめ細かい作業というかサポートをされているっていうふうに思います。今後どんどんどんどんとやっぱり増加するに当たって、そのような支援体制の充実というのが本当必要かと思えますけれども、今後認知症支援地域推進員ですね、その方たちを中心に体制の構築を図ること、また介護者支援の体制の充実を図ること、そういったところを重点的にまた今後もやってほしいなというふうに思っております。それから、認知症を発症した時に、認知症の進行に合わせて、いつどこでどのような医療、介護のサービスを受ければよいかというふうに示した、以前私昨年この認知症サポーターの受講を受けた時に、知ってあんしん認知症ガイド、認知症ケアパス、これを頂いたんで

すが、この中で見てたら非常にきめ細かに書いてるんですが、ちょっとこう足りないなとか見にくいなというところがあったんですね。そしたら、また新しく何か今年はこの認知症ケアパスについて詳しく見やすくですね、当事者も家族の方も情報、方法を知りたい方たちが非常に詳しく書かれてるなど、作成されているなっていうふうに思って、ちょっとかなり感心して見てたんですけども、この認知症ケアパスですね、これは今現在のこのハンドブックはどのような活用をされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

介護保険課の窓口にも認知症ケアパスについては置いておりますし、相談に来られた方々にも配布をさせていただいております。また町内で行っております各種事業の際にもお尋ねがありましたら認知症ケアパスをお渡ししたりですとか、認知症についての全般について詳しく書いてある冊子でございますので、多くの方に使っていただきたいと思っているものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、この認知症ケアパス、長崎市の認知症ケアパスのちょっと概要版っていうか、この1枚のですね、これ見たんですけど、何か中身はほとんど同じなんですけど、肝心なところ重要なものをピックアップして誰でもさっと取れるような形で作成されてるんですね。それで、このハンドブックの活用というのが、やはり認知症患者またはその恐れのある方、家族の方、そして欲しい方だけではなくって、やはりこういった形でどこにでも誰でも手に取れる状況、目に見える状況で配置していただきたいなというふうに思ってます。そこで公共施設や、例えば病院などで設置していただくとか、住民の目に留まるような啓発活動を行ったらいかがかなと思いますが、ホームページに載せたりですね、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

現在どれだけの施設等に設置をしてあるかの確認を取っておりませんので、確認をいたしまして、もしない所にはぜひ配置をさせていただければと思います。また、ホームページ等でも確認をいたしまして、情報が足りなければ認知症ケアパスについてのお知らせも掲載したいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

その辺りよろしく願いたします。例えば若年性認知症、この方たちも18歳から64歳までの方ですね、若年性と呼ばれます。認知症になった方々、この方たちにもやはり手厚い支援が必要だと思いますが、先日ですね、私が若年性認知症のオレンジランプという映画を見てきました。39歳のトップ営業マンがアルツハイマー型認知症になって、そして当初絶望しだんだんと進行していくんですが、しかしその方が当事者が講演会や相談窓口を開設したり、もう涙と感動のストーリーでした。そんな中でやはり若年性認知症の方のしっかりと絶望することじゃないんだよということを、しっかり町民の皆さま方にも知っていただくためには、こういった本町でも自主上映会を開催したらどうかと思います、その辺りはどのようなお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

今のところ映画の自主上映等の計画はございませんけれども、長与町では認知症の方、また認知症のご家族の方、あと一般の方で認知症について知りたい方が集まっていたける通いの場として、みかんカフェというのがございます。月に1回の開催ではございますけれども、現在約8名の方のご参加がございます。そこでは、実際9月が認知症月間でございますので、希望大使の方をお呼びしてお話を伺うことを計画しております。認知症の方が実際にご自身のことをお話しされるということで、認知症を発症されたご自身の方とかご家族の方にも聞いていただくことで、認知症になっても社会参加ができると知っていただくいい機会であると思われまじ、この機会に認知症についてもさらに知っていただく機会が持てるのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、さまざまな取り組み、認知症カフェ、長与み館とかね、みかんカフェとか、また認知症サポーターになりませんかとか、そういった介護の認知症サポートの医療相談とか、さまざまな所で開始されておりますけれども、やはりこういった自主映画を見ることで、実際目で見て耳で聞いて感じて、そして感動して、すごくやっぱりストーリーとして分かるわけですね。そういったところで、例えば他の団体が上映する時に、本町が協賛したり講演を行うというような形で協力するという体制などはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

現在のところそのような計画はまだございませんけれども、お話がありましたら前向きに検討したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

その辺りよろしくお願いたします。それから独居高齢者の世帯数の現況というところで、1,444世帯、独居高齢者の世帯数ですね、ということをお聞きいたしました。それから、認知症行方不明高齢者等ですね、これはおかえりサポート事業、支援につなげるための事業を行っているというところでございます。全国で1万9,039人の認知症行方不明高齢者の方がいらっしゃいます。そしてまた、行方不明になった方で探すことができた方はもう本当よかった、幸いでありますけれども、やっぱり行方不明になっても探すことができない、もう本当にどこに行ったか分からない、亡くなられた方もいらっしゃいます。そういうふうにやっぱり悲惨な状況にならないためには、この行方不明者の早期に分かるための手段が必要かと思えます。今、行っているおかえりサポート事業ですね、早期支援につなげるというところだったんですけれども、これは今、土曜、日曜、祝日、年末年始っていうところはお休みだというふうに書いておりますけれども、これだと例えば土曜、日曜、祝日にいなくなった時とか、年末年始にいなくなった時、対応が遅れる場合もありますけれども、その辺りですね、もう一つの長崎市が導入しております「みまもりあいプロジェクト」というのがございます。これは厚生労働省が平成28年に介護ロボットを活用して技術開発支援事業を行って、長崎市も導入し、推進をしております。この中に、QRコードで無料のダウンロードできるところもあるんですが、私もダウンロードしてみました。これは認知症の専門家の医療者が相談に乗ったりとか、情報発信をしたり、そして500以上の認知症の患者の体験事業を聞けることができました。こういったことを長与町でも無料の、この会員になったらちょっと手数料とかもかかるんですが、これを認知症の方たちの早期発見につなげるために、長与町も取り入れる予定はございませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

まず初めに休日対応についてお答えいたしますが、休日、または年末年始等の閉庁日に高齢者の方が行方不明ですとか、何か事故に遭われたというような場合で連絡先が分からないというような時は、警察から役場の方に連絡入りまして、守衛の方から私または包括支援センターのセンター長の方に連絡がいくようになっております。そこで連絡先がなるべく分かるようにシステムを立ち上げまして、ちょっと確認をするようなことで、連絡先等、ご家族の連絡先等ができる限り早く分かるように、私どもが動くようになっております。2点目の「みまもりあいプロジェクト」でございますけれども、スマートフォンにアプリをダウンロードして利用する「みまもりあいプロジェクト」につきましては、現在多くの自治体でも採用されているようでございました。ただ現在長与町で独自で行っておりますおかえりサポート事業も同様の内容でございます、ただそれがステッカー

とか、名前、連絡先の番号を書いたステッカーを持ち物や洋服に貼っていただいて、行方不明になられた方をどなたか発見して下さった場合に、その電話番号に連絡を入れていただきますと、ご家族の方に連絡が行くという仕組みでございまして、これがスマートフォンである場合は、スマートフォンにアプリをダウンロードしてる方がたくさんいらっしゃるかなければですね、同じような状況ということになります。長与町の場合も、おかえりサポート事業の登録者数があまり多くございませんので、現在も周知活動をしておるところでございまして、まずはご家族の方が遠方にいらっしゃる方も含めて認知症を親御さんとかが発症された場合は、心配な時にこういうことがございますよということでご紹介することもできますので、包括支援センターの方にご相談いただければと思っております。で、ICTを使ってこういう見守りができるということはいいかなと思うんですけども、これも初期費用等がかかりまして、そのご負担等もございまして、できるだけ費用を抑えて見守りができるようなシステムをつくっていきたいと思うとともに、介護の課題を地域の課題というふうに考えて、皆さまの見守りの目をもっと多くして、徘徊していらっしゃるのかなと思われる高齢者の方がいらしたら、お声かけをしていただくような高齢者の方に優しい地域づくりが進められるといいなと考えておまして、町長の答弁にもございましたとおり、第2層の協議体の設立というところに力を入れて生活支援コーディネーターと共に事業を進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それも本当に大事なことかと思えます。しかし私はこちらの方は初期費用2,000円、月々は300円ですので、そう負担は、初期費用だけ2,000円払えば後も300円ずつですので、あまりそう負担はないと思うんですね。そしてこっちの場合は24時間365日、そして認知症の家族と認知症のその携帯入れられた方ですね、やっぱり連絡が欲しい、身元が欲しいというところの方たちには、本当に有効、いなくなった時にすぐに家族に連絡が行きますので非常に有効かなと思えますので、併用して使っていただければというふうに思っております。その辺りはまた今後検討していただければと思えます。それから独居高齢者の問題というところで、1つは独居高齢者の見守り制度の中に、高齢者の非常にうつ病の方が、認知症も含めてですね、うつ病の方が罹患されているということがアンケートで、第9次介護保険のアンケートで分かりました。その中でやはり独居高齢者の方たちが独り住まいの方がやっぱり借りられる家がないというふうに答えておりますけれども、本町でもそのような相談は今までにあったりしますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

長与町の場合は、家を借りられないということで包括支援センターの方に相談はほと

んどあっていないということでした。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今あってないというところでございますけれども、これ今後ですね、高齢者の方たちが増えていく、認知症の方たちが増えていくとなると、またそういった場面も遭遇してくるのかなというふうに思います。例えば、政府が取り組みを開始したのが10年間で10万戸の住宅を目標にということで、自治体が認定した民間団体が借り上げた物件を住宅に困っている独居高齢者の方に安く貸し出すサポート住宅制度を行っております。今後ですね、そういった取り組みも必要になってくるのかなと思いますが、その辺りの取り組みというか、今のところはないということですけども、今後そのような状態になった時にはそういうお考えはありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

現在サポート住宅制度で賃貸住宅を対象とした登録制度というのは行ってはおりませんけれども、生活支援ハウスということで町内の事業所の方に12件、一般、独り暮らしか75歳以上の高齢者の方が入所できる場所がございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、今、認知症の方、認知症の方もその住宅には入れるということによろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

入居要件に認知症ということがあるかどうか分からないんですけども、独り暮らしか75歳以上の高齢者の方で、ある程度共同生活ができる方ということが要件になっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そしたらある程度その認知症でも初期以前の方たちにもなるかと思いますが、それをその後の方たちをサポートするためにはそういった制度の活用をするというのが必要かなと思っております。それから、多くの企業や団体、自治体が、今認知症バリアフリー宣言に取り組んでおります。本町も加入したら、これ認知症バリアフリー宣言が必要

かなと思いますが、現在諫早市、大村市、時津町が認知症バリアフリー宣言に取り組んでおりますが、それのお考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

認知症バリアフリー宣言につきましては、若年性認知症の方ですとか認知症を発症されても社会の一員として共生できるような場とか、お仕事ができるような所ということで登録をされていると思いますけれども、今後長与町としてもそういうことについては検討していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

これからですね、悪いことではありませんので、こういったところでバリアフリー宣言をすることによって、人材育成、地域連携、社内制度、環境整備、4項目が基準に定められておりますので、こう活用して幅広くつなげていってほしいと思います。それから、判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉増進を図るための施策として、成年後見制度利用支援事業が本町はございますが、現在何人の方が本町で利用し、後見は十分なのか、認知症高齢者に対する支援事業、福祉課、お願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

宮崎住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

成年後見人につきましては、当然裁判所等によりまして成年後見人をする制度でございまして、今のところ私の方にちょっと情報が入っておりませんので、正確なご回答ができないので申し訳ございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今後、認知症高齢者の方が5人に1人は家族が支援をすることができないという情報が入っておりますけれども、そういった5人に1人の方たちのためにでも、この成年後見制度は重要だと思えるんですね。だから、こういったところで今後本町も協力をし、体制を整えていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

地域福祉の業務としてそういう成年後見人制度がございますので、そちらの方の該当するような事案がありましたら、当然我々の方で対応していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

現在認知症サポーター制度のサポーター数は3,800名以上だということでお聞きいたしました。認知症サポーターを私も受けましたけれども、認知症サポーターを受けなくてもなかなか若い方たちにも広く認知症サポーターが浸透してないということであろうかと思いますが、この認知症サポーターを取っても今後じゃあ何をしたらいいのか、どういうふうに活用したらいいのかということで、分からない方たちもいらっしゃるんですね。その辺りサポーターの方たちをどのように今後取り組みを行っていくのか、支援を要請していくのか、その辺りの目標といたしまししょうか、自由に認知症サポーターが参加できるような活動を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

認知症サポーター養成講座を受講された方の累計が3,678名ということで先ほど町長の答弁にもございましたけれども、この方々の中で町の事業にサポーターとして入っていただいている方というのが既に何名もいらっしゃいます。その方々にさらに今度は実際の応援者よりも一歩踏み込んだところでの支援をしていただけるように、チームオレンジというものの立ち上げをするように今計画をしているところでございます。そうすることで、実際にいろいろな場で活動していただいたり、直接認知症の方の支援ができるということで、ご本人も生きがいですとかやりがいを感じていただくことができるのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今後そういったサポーターの方たちも協力していただけるような、拡大していただきたいと思いますというふうに思っております。それから、認知症高齢者を支える介護事業のことですけれども、介護人材が不足し、またはいろんな介護事業者も倒産するところもあると聞いております。そういう中で、本町は地域密着型サービスの整備計画を行っております。そして、認知症対応型共同生活介護というのも今後実施する、今されてるんですかね、されてるかと思いますが、こういった取り組みっていうのは今後実際定期巡回臨時対応型訪問、その整備というのは今後どのような形で行っていくんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

認知症の高齢者の方がサービスを受けられるための施設というのはいろいろございま

すけれども、人材不足というのは大きな問題になっております。そこで、私どもは県からの情報等で就労規則、就業改善に係る制度のご紹介を事業所に対していたしましたりですとか、あと他業種で連携をして、介護保険事業がスムーズに進むように基盤の整備をしていってるところでございます。ただ今後ますます高齢者の方が増えることが予想されていて、現在ある施設だけではもしかしたら不足するようなことも想定されますので、先を見越して、どのようなふうに進めていけばいいかというのは、他業種と連携しながら考えていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、職場、介護事業者のやっぱり処遇改善にしっかりと働きかけを行っていただき、そしてまた行政としてサポートをしていただければというふうに思っております。今後介護人材非常に不足しておりますので、その辺りの養成講座を受けさせるとか、講座開設をするとか情報を提供するとかということが重要になってくるかと思えます。それから、先ほど町長からの答弁で、やっぱり若い方たちをこういった介護事業人材ですね、育成をするのに重要じゃないかというところでありました。職業体験プログラムを活用して、また、連携を図っていくというところでございますけれども、町内のシーボルト校の看護学生とか北陽台高校生たちにこういった認知症の人たちの体験、また職業体験プログラムを活用して、ますます交流や体験を図る必要があるかと思えますが、その辺り若い方たちに対するこの認知症の介護支援事業の取り組みというようなことを周知していただきたいと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

認知症サポーター養成講座は現在役場職員や一般町民の方にもしておりますけれども、その他に学生の方ですね、中学生とかにも認知症サポーター養成講座っていうのを受けていただいております。若いうちから介護に興味のある方とかに、そういう機会を提供することができれば、将来介護職に就きたいという方も増えるのではないかと思います。また、町内にごございます長崎県立シーボルト校の学生の方にもいろんなところで協力いただいております。介護についても、共同でいろんな事業を実施したりしているところでございます。また今度11月に介護フェスというのをを行うようにしております。介護の仕事についてもそこでご紹介をさせていただきたいと思、準備をしておるところでございます。介護という仕事がとても重要な仕事でやりがいのある仕事ということでご紹介ができれば、人材育成ということに寄与することができるのではないかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今後の課題をしっかりと若い方たちと共有して、育成していただきたいなというふうに思っております。認知症の方が家族とそしてまた地域とで支えて、また皆さんが協力をし一緒にともに協力していただくことで尊厳を持って暮らせる長与町となるように、私も構築していただきたいなというところの願いをもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時15分まで休憩します。

（休憩 15時01分～15時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、西岡克之議員の①自治会のデジタル化について、②体育施設の使用についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

議長のお許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。時間的に一番つらい時間でしょうけど、お付き合いをよろしくお願いします。自治会のデジタル化について、現在人口減少と高齢化により自治会等の地域住民の支え合いによる組織が弱体化し、地域コミュニティを維持することが難しくなっているように思います。核家族化が進み家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化し、非正規雇用の増加等による職場での家族的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安全に安心して暮らせる地域を守る自治会等の役割は大きいと思います。1つ目、今日の自治会等の地域コミュニティの弱体化についてどのような認識を持っているのか。また、地域コミュニティを維持するための支援の必要性についてどのように考えるのか、お聞かせをください。2つ目、現在人口が減少し高齢化が進む地域では、自治会の役員として働ける方も少なくなる中で、地域コミュニティの維持は難しいように思います。今後はデジタル技術を活用して住民同士の情報交換の場を創設したり、持ち回りの回覧板を電子回覧板に移行したり広域的に活動しているさまざまな事業主体と地域住民の情報交換の場を開設したりと、柔軟で多様な連携を可能にする自治会等のデジタル化を進める必要があると思います。そこで自治体のデジタル化などデジタル技術を活用して地域コミュニティの再構築についてどのように考えているのか。また、具体的にどのような取り組みを進めているのか、お聞かせください。

大きな2番として、体育施設の使用についてでございます。本町内で開催される町施設を使ったスポーツ大会は、町外から訪れる方たちに本町の紹介や消費、にぎわい創設など

直接、間接の消費の関わりなどさまざまな影響を及ぼします。それが近年開催数が減少傾向にあるとのことをお聞きしました。その原因の一つに、施設の貸し出し時間に合わせた競技開始時間の遅さが指摘されているようです。競技開始時間が遅いと日程を消化し競技終了までの時間も遅くなり、児童生徒を引率してくる保護者の方々が嫌がります。近隣だけでなく距離が離れた地区からも参加があり帰宅時間が遅くなり、結果本町での協議開催の減少となります。本町ではさまざまな文化情報の発信を行っておりますが、それに触れる機会をなくします。もし改善できるものであれば改善していただき、以前のように町内でにぎわいを取り戻したいと思います。町のお考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者であります西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目、自治会のデジタル化についてということでございます。なお2番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。それでは1番目の地域コミュニティの弱体化への認識と支援の必要性についてということのご質問でございます。自治会におきまして、少子高齢化に伴う人口減少や定年延長の影響による役員の高齢化やなり手不足、また地域における人間関係の希薄化などによる加入率低下につきましては、本町に限らず全国的な地域の課題として認識をしておるところでございます。自治会は地域の皆さまにとって最も身近な自治組織であり、住民のつながりや支え合いの基盤となる大切な団体で、その役割は大変大きなものであると考えております。そうした中で本町では安定した運営を行うための補助金や活動拠点の整備、維持のための補助金を交付し、財政的支援を行っております。また、自治会の必要性を知っていただくための動画を作成し、町民の理解醸成を進める他にも、他の市、町の自治会の活動を学ぶための視察研修や町内自治会の取り組みを共有する自治会情報を交換等で情報発信や情報共有を行っているところでございます。今後も財政的支援や情報発信をはじめ皆さま方の要望に応じた幅広い支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。2点目でございます。自治会等のデジタル化についてのお問い合わせでございます。自治会におけるデジタル技術の活用につきましては、現在LINEを用いて長与町自治会長会公式アカウントの運用を行っておりまして、日程調整、アンケート、相談受付などに活用をしております。52の自治会長のうち32人の自治会に登録をさせていただいております。公式アカウントの活用により登録いただいております自治会長から公式アカウント経由で多くのご相談や報告などを受けておりまして、迅速な対応が可能となり写真などの画像を共有することで、その状況が分かりやすくなったとのこと意見を頂いているところでございます。また、同じくLINEを活用した自治会回覧について、令和4年度に希望する自治会を対象に説明会を開催いたしました。その際の意見にもございましたけれども、自治会回覧のデジタル化につきましては、地域住民同士が直接

ふれあい、支え合う自治会そのもののよさをなくしていく可能性もあるなどのご意見も頂き、導入に至っていないのが現状でございます。そのため本町といたしましては、他自治体との事例を参考にし、今後も引き続き情報収集と検討を進めるとともに、それぞれの自治会の活動を尊重しながら希望する自治会には伴走支援を行ってまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目のご質問、体育施設の使用につきましてお答えをいたします。今回このご質問を頂き体育施設の借用状況等の確認を行った折、以前より一部の施設におきまして、開場時間を早めてほしい旨の要望があつてることが確認できました。現状の対応といたしましては、体育館等の施設につきましては、管理者の出勤前には安全対策上、時間前に開場することは大変難しいと考えておりますが、町主催行事や町スポーツ協会等が大会等を行う場合、また学校関連大会等、各団体が責任を持って開場し管理できる場合は、早期の開場は可能とした運用を行っている状況でございます。また、屋外施設につきましては、貸出時間前でも入場可能とした運用を行っております。今後も各種大会や利用形態等を吟味し、利用者と協議の上、柔軟に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

通告に沿って1番目からいきたいと思います。当初の答弁で質問の内容を認識して、当初の質問でそれに対する答弁で、内容については所管も認識しておられると思います。繰り返しになりますけども、財政支援また研修も行われて自治会長会の研修も行われているようでございます。ここで一番の私の心配は、本町だけでなく自治会の全国的な傾向として自治会の構成率の低下つていうのは、もう歯止めがきかないというのが現実です。いわゆるこれ任意の加入ですもんね。先日、今日ですかね、昨日ですかね、報道があつてました。任意の加入といたらPTA、もうどっかの県で解消すると、もういいと。PTAが解散されたようでございます。こういう任意なんですけども、ただ、そう言われても任意の会でございますが、非常に町にとっては、自治体にとっては大事な会なんです。これを一からまた町がいわゆる財政的に組織をつくろうと思つてもできる組織ではないんですね。だから大事にしなければならぬと思います。そのためにはまず加入者の加入率つていうか、今本町ではどれくらいですか。自治会の加入率つていうのは何%ぐらい。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

現在の加入率についてでございますけれども、昨年度が63%程度で推移をしております、今年度最新の状況で62.何%って、ちょっと正確な数字を持っておりませんが、若干減少をしてきている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

60数%と捉えていいと思います。民間の住宅メーカーの資料でございますので、信憑性というのはちょっとこういう感じでございますが、それでもやはり同じような60数%という率が出ておりました。本当なのかなと思いますけれども、私は、そういう中で一つの加入率アップの形で本町は今、住宅団地が高田の区画整理事業であるとか、その丸田郷であるとか、いろいろまた開発の計画もどことは申しませんがあるようでございます。そういう方々が長与町に転入してきたときに、1階のカウンターに来てごみの出し方とか、いろいろ転入届とか出されると思うんですね。そのときの自治会の加入の啓蒙はどういうふうになされておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

転入者につきましては、住民環境課の窓口において自治会加入についての説明を行いまして、自治会に対する情報提供についての同意書の記入をお願いしております。その際パンフレット等を使いまして、説明の方を実施しております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

なぜそういうのを聞いたかって、デジタル化も一緒なんです。加入率を上げようという狙いがあるものですから、今お尋ねしたんですね。そういうふうに入ってきた方を、言葉は当たるかどうか分かりませんが、逃さないという自治会に全て取り込んでしまおうということが、まず行政側の姿勢として大事なんではないかなと、加入率低下のためにですね、低下をしないためにそういうのは大事なんじゃないかなというふうに思います。また、同じような資料でございますけれども、そこにそもそも自治会に入るタイミングがなかったとかいう資料も出てるんです。やはり今私がお尋ねしたように、加入率を高めるためにはそういうふうなことも大事なのかなと思います。この加入率っていうか、今お尋ねした新規の転入者に対して、いろんな自治会のことについてアンケートを作ってみてお尋ねしたらどうなのかなとは思いますが、それについてはいかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

アンケートの実施についてでございますけれども、自治会加入促進調査研究会へ自治会長会の方に諮ってご意見の方を伺いながら、どういったことが一番加入率向上につながるかっていうところを研究してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

だんだん核心に入っていきたいと思います。次にこの電子自治会にするためには、一つのツールとしてスマホが必要と思います。そのスマホのもうほとんど今持っているんですけど、もしそのスマホの、町内の自治会加入者のスマホの保有率っていうのが、お分かりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

町内の高齢者のスマホの利用率っていうお話でございますけれども、正確な情報を持っておりません。ですが一般的に大まかな情報になりますけれども、60代で9割、70代で8割、80代前半で6割程度だというふうに言われております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今ご答弁で高齢者とおっしゃられましたけれども、自治会は高齢者だけじゃない。それは老人会です。自治会は高齢者じゃなくて若年者もいるので、ほぼほぼ若年者の方はスマホを持っていると、若年でガラケー使ってる人は、ほとんど見かけたことがございません。だから若年者がすればもう少し上がるんじゃないかなというふうに、今のおっしゃったお答えの率は上がるんじゃないかなと思います。そういうスマホを持っていれば、ある程度いわゆる電子的な取り組みっていうか、デジタル化っていうか、できやすいんじゃないかなと思います。その中で一つ、これスマホ、何で言うかと言ったら情報を共有するためのツールでございます、古くからのイメージで、その中の自治会のイメージで、一番強いのはやはり隣組回覧板っていうのが一番のすぐ想像できるものじゃないかなというふうに私は思います。もちろんこれは自治会からのお知らせとか、行政のお知らせとかがあるんですね。それを各班ごとに回していくんですね。多い班でもうちの自治会をとってみれば10人ぐらい、多い班です。少なかったらもう5、6人という形です。この回覧板がよく世間で言う帰らん板になるんですね。回って途中で止まって帰ってこない。だからそれが揶揄して帰らん板ということもありまして、どっかぼんと棚に置いたら返ってこないとかね。そういうのを防ぐためにもまたそれを回すのも一つの労力っていうか、いわゆるいやらしさとか嫌だっていうのがあって、昔は我々が小さい頃は「回覧板を持っていかんね」って、「はい」って言って持って行ったんですけど、今の子どもは塾

とかで回覧板を持って行く暇がないんです。家に帰ってきたら居ないんです。だからそういうのが面倒かなあという思いもしますし、そういうのを電子回覧板っていうか、スマホでやれば一つの煩わしさが取れて自治会の煩わしさが一つ減るのかなと思って、そういう意味でデジタル化も今回進言しております。でですね、今、回覧板と言ったんですけども、例えば相互通信ではなくて片っ方からだけ、すいません、うちの自治会のことばかり言うて悪かたですけども、この中でうちの議員でも自治会長の会長をされてる方、何人もいらっしゃいますけども、うちは道の尾自治会だよりっていうのを会長が作って回覧板に挟んで回しておられます。まずこういうのから始めていって訓練をしていくというのは、一つの方法かなあというふうに思います。道の尾自治会とはとか、5月の役員会議報告とか、この中に西岡町議が来たとか書いてるんです。それはいいんですけど。こういう片側通行の分を先にしたらどうかかなと思って、そのためには52自治会今あるとおっしゃったと思うんですけども、全部が全部できるとは限りません。いろんな自治会、もう何所帯かしかない自治会もいらっしゃいますし、高齢者ばかりの自治会もいらっしゃると思うので、まずこういうモデル地区っていうか、前向きな所をお願いして、そこで成果を見ると。先ほどちょっと当初の答弁にもどっかありましたよね。そういう所から始められたらどうかかなあと思うんですよね。これについてはいかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

モデル地区についてでございますけれども、令和4年度に実施をいたしましたLINE公式アカウントを活用した自治会の回覧の説明会を実施した際に、同時にモデル事業の実施について募集を行いました。その際に一つの自治会から応募を頂きまして、その後実施に向けた協議を行ってまいりましたが、そのときは当時協議を行っていく中で、ちょっと実施に至らなかったんですけども、今年度に入りまして幾つかの自治会の方から電子回覧について取り組んでみたいというふうな情報を頂いておりますので、私どもとしましても希望する自治会についてはモデル地区として選定をして、伴走型の支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今ちょっと前向きなご答弁が頂けましたので、何度も言うように相互通信ではなくて、片っ方から送るっていうことからまず始めていけばいいんじゃないかなと。相互にすればその情報が漏れるとかいろんなことがありますので、まず最初にはこの今お見せしたこういう便りですね。お便り、自治会の。ぐらいから始めていってそれプラスいろんなものを載せていけばいいんじゃないかなあと思います。ぜひ自治会の手を挙げられる所には、伴走支援でそういう形をとっていって業務の簡素化、負担軽減になればというふうに

思います。ただ、大事なのは、いきなり全部デジタル化するっていうのは、どうしても嫌な部分があるんです。高齢者は特に。紙で見らば目の痛かとか言う方もいらっしゃるし、紙ベースもいわゆる併用という形でしてはどうかと思いますけども、その辺は一緒に紙も回しながら電子回覧板っていうか、するっていうか電子お知らせっていうか、そういうのもしてはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほど申し上げました令和4年度に説明会を開催した際にLINEの実施をするに当たっては、電子版と紙版の併用をご提案させていただきました。ですので当然しばらくの間はそういった併用はしていきながら、皆さまに親しんでいただきながら進めていければと思っております。電子回覧板については自治会の負担軽減であったりとか、自治会の活性化についての観点からも非常に有効であると考えておりますので、進めていければと考えてます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

前向きなご答弁でありがとうございます。今あれですね、各自治会長、52自治会で32の自治会長が確かLINEでいろんなやりとりをされてるということですよ。確かうちの道の尾の自治会長もよくいろいろ打ち合せをするので会うんですけども、昨日もお会いしたんですが、そのLINEのあれに入っていると。防災センターのトイレ改修も写真を撮って送って役所の方からまたいろんな送り返してきて、修理が終わったら現状をまた写して、使用前、使用后で写して送ってトイレ改修の補助金を送っていただいたって、振り込んでいただいたということも昨日お話をしたんですよ。そういう形でもう一部ではそういう会長と所管課との間って思うんですがやりとりができてるので、それを参考にしてどんどん住民の方々に下ろしていくような形でやっていければどうなのかなって思います。次に自治会についてお話をさせてもらってますけども、自治会の大枠のくくりというコミュニティですね。コミュニティも高田は、それこそ町長のお父さんのときからもう何十年もなって高田コミュニティが一番最初にできたんで、割と組織はしっかりして皆さんの団結もあって、よく会議とか寄られてるみたいです。ただ、コミュニティもその後につくられたコミュニティは多少ばらつきがあるみたいですね。そういうふうな形について今度コミュニティもそれを当てはめると、構成している方々にですね。そしたら負担軽減になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今年度からコミュニティにつきましても公式アカウントの運用を行っておりまして、町と各コミュニティとのLINEを使った取り組みというのは行っております。また、同じようなことをコミュニティの方にも提案をしてみたいと思いますけども、実際にコミュニティの中でもLINEを活用してやりとりを行っているというお話を伺っておりますので、その辺は双方情報交換をする中で検討してみたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そこについてももう既にやってる所もあれば、今からやろうという形で前向きにご答弁いただいたというふうに理解いたします。これはもうとにかく最初にも申し上げたとおりいわゆる住民自治の負担軽減策の一つというふうに捉えていただいて、ぜひ前向きに進めていっていただきたいというふうに思います。

次に体育施設に移ります。体育施設の件ですけども、もう当初の答弁でほとんど回答は頂いたんですが、その中に町主催っていう各団体とかありました。そこはもういいですよという形でご答弁いただいたんですけども、例えば町主催でなくても、役員がいて町内外、例えばいろんな大会で中心の方が町にいらっしゃると、もちろん町の子どもたちも町の方々、成人の方々も参加するんですけども、大半よそから来られるとかですね、そういうときの場合も同じような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

体育施設の利用の件なんですけども、基本的には先ほど教育長答弁でありましたとおり町関係、あとスポーツの協会、そういった学校とかですね、こういったものについては答弁のとおりでございます。それ以外のものについて、この団体はいい、この団体は難しいというのは今ここで明言することはできませんが、やはりその大会の内容と在り方等を吟味して、どういった形で体育館とかグラウンドを使っていただけにするかという部分というのは、今後また検討していく材料を持って検討していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

もちろんその辺は私も重々承知しております。例えば全体ですするのに町の間が1人おるけんさせてくれとか、そういう無謀なことは言いませんが、町の子どもたち、町の方々もそこに一定程度参加をしてるということで、人口的にも長与・時津が多いので、そこを取り巻いて他からも参加をして大会をするという形、特に地域移行とか今本町はだ

いぶ先行してやっておりますので、その中のスポーツクラブとよそとの試合とかなった場合に、十分それは町外から来るっていうのは考えられるんですね。そのときに町外から来た方々が早く、早くってそんな5時も6時もから始めろとそういうわけじゃございません。常識ある時間の早い時間で体育施設を解錠していただくと。それに伴う駐車場、もちろん車で来るのがほとんどですから、その駐車場も鍵を解錠していただくと。もちろんそれは責任を持ってきちんと責任者が開錠から施錠までするという体制をとって、その上で町の施設を利用させていただくという形ですけども、柔軟に対応という答弁もありましたので、そこら辺はよろしいですか。駐車場も一緒に含めて今私が申し上げた形でさせていただくという形で理解してよろしいでしょうか、ご答弁お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

どうしても先ほどの答弁と重なる部分もあるんですが、屋内施設ですね、館等の体育館につきましては、早期に開けるということはなかなか難しい部分もあると思います。セキュリティの問題上ですね。ただし屋外施設につきましては、一定柔軟な対応をとりたいと思いますし、もちろんそこには有料で借りているということもあります。有料無料の話も絡んでくるかと思しますので、その辺を吟味しながら柔軟に対応をしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そもそも論で、まず体育館は基本何時に開けるのか。駐車場、屋外施設ですね、屋外施設は何時に開けるか。ちょっとそこだけお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

施設につきましては、基本的に中に入るのは9時となっております。規則上はですね。ただし駐車場につきましては、場所によってちょっと人でずれることもあるんですが、8時過ぎに駐車場の分を開錠している状況です。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

これを施設の方は、館の方は今難しいとおっしゃったんですね。駐車場に関しては、これには限らないという形なんで、鍵さえきちんと申し上げたように、セキュリティさえきちんと守ってすれば、駐車場とかはもっと早くから開かれるんですね。8時がきっかけ8時に開けるという形ではなくて、もっと早くから例えば7時ぐらいから開けると

か、良識の範囲内で、3、4時から誰も開けるとは誰も言いませんけどもやはり寄って来るんで、それからしたら8時から開けてそれから試合をしてとか、したらもう限られるんですよね、試合数が。子どもたちとか大人の方々も終わってから帰るってなったら、また、帰るの時間までかかります。そういう意味で駐車場、例えば何時ぐらいから、柔軟に対応を言ってるんでね。7時に言ったから7時に開けるとかじゃないんですよ。柔軟に対応するんで、そこを話し合いの上と思うんですが、例えばの話、これを7時に開けるとかぐらいのことは、できるんですよ。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この場で何時から開かれるというのは明言はすいません、できませんが、柔軟な対応をとっていきたいと思いますし、町職員なんかの時にはもう7時とかでも開かれるときもあります。ただし、通常の大会で、やはりどうしてもそこには人がどうしても今まだデジタル化してませんので、その鍵自体がですね。鍵はアナログであけるという状態ですので、人が動かないといけないことになりますので、その辺は柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

くどいようですが、このセキュリティをしっかりと守るという前提のもとで鍵をお預かりすると、前日に。良識の範囲内での開錠をすると、終わったらきちんと施錠をして、きちんと所管の方に管理されてる方にお返しするという前提のもとで、その鍵の貸し借りというのは可能ですか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

そこにつきましてもどの団体がいいとか、どの団体がだめ、全てここでいいよっていう形では言えないと思います。そこは話し合いをさせていただいて、そういう内容ならばこれができるよねっていう部分は、一点落としどころを考えていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

団体の名前は私は言ってませんし、団体を選別せろとも言ってませんので、あくまでもセキュリティを基本として、責任ある対応をとるという形でできるんですかという形をお尋ねいただけてございますので、そこは答弁にあったように柔軟なご対応をしていた

だくと理解して、もう一度くだいようですが、答弁を頂いて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

宮司教育次長。

○教育次長（宮司裕子君）

議員がおっしゃることもごもっともなんですけれども、教育委員会といたしましては、各種大会やその利用形態っていうものをやはりきちんと吟味をさせていただいて、利用者と協議をした上で柔軟な対応というのをとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 15時52分）